

紀美野町第1回定例会会議録

平成28年3月1日（火曜日）

---

○議事日程（第1号）

平成28年3月1日（火）午前9時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について)
- 第 5 議案第 5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第 6 議案第 6号 紀美野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 7号 紀美野町職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 8号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 9号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第10号 旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第11号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(紀美野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について)
- 第13 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて  
(紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

- 第14 議案第12号 紀美野町税条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第 4号 紀美野町あき地の適正管理に関する条例の制定について
- 第16 議案第13号 紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第14号 紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第15号 紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第16号 紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第17号 紀美野町毛原水辺公園条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第18号 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第22 議案第19号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第20号 和歌山県と紀美野町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託について
- 第24 議案第21号 辺地総合整備計画の変更について
- 第25 議案第22号 公平委員会委員の選任の同意について
- 第26 議案第23号 教育委員会委員の任命の同意について
- 第27 議案第24号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第28 議案第25号 平成27年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について
- 第29 議案第26号 平成27年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第30 議案第27号 平成27年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第31 議案第28号 平成27年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第32 議案第29号 平成27年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第33 議案第30号 平成27年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

- 第34 議案第31号 平成27年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第35 議案第32号 平成27年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第36 議案第33号 平成27年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第37 議案第34号 平成28年度紀美野町一般会計予算について
- 第38 議案第35号 平成28年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第39 議案第36号 平成28年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について
- 第40 議案第37号 平成28年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第41 議案第38号 平成28年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について
- 第42 議案第39号 平成28年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について
- 第43 議案第40号 平成28年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第44 議案第41号 平成28年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計予算について
- 第45 議案第42号 平成28年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計予算について
- 第46 議案第43号 平成28年度紀美野町上水道事業会計予算について
- 

○会議に付した事件

日程第1から日程第46まで

---

○議員定数 12名

---

○出席議員

議席番号	氏名
1番	南 昭和君
2番	上 柏 皖 亮君
3番	七良浴 光君
4番	町 田 富枝子君
5番	田 代 哲 郎君

6番 西口 優 君  
7番 北道 勝彦 君  
8番 向井中 洋二 君  
9番 伊都 堅仁 君  
10番 美野 勝男 君  
11番 美濃 良和 君  
12番 小椋 孝一 君

---

○欠席議員

なし

---

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本 光嘉 君
副町長	小川 裕康 君
教育長	橋戸 常年 君
消防長	家本 宏 君
総務課長	牛居 秀行 君
企画管財課長	中谷 嘉夫 君
住民課長	増谷 守哉 君
税務課長	西岡 秀育 君
保健福祉課長	宮阪 学 君
産業課長	大窪 茂男 君
建設課長	井村 本彦 君
総務学事課長兼 教育次長	前田 勇人 君
生涯学習課長	岩田 貞二 君
会計管理者	西切 博充 君
水道課長	田中 克治 君
まちづくり課長	西岡 靖倫 君

美里支所長 西 敏 明 君  
国体推進課長 南 秀 秋 君  
代表監査委員 向 江 信 夫 君

---

○欠席したもの

な し

---

○出席事務局職員

事 務 局 長 大 東 淳 悟 君  
書 記 中 谷 典 代 君

## 開 会

○議長（小椋孝一君） 規定の定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9時03分）

---

○議長（小椋孝一君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小椋孝一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、11番、美濃良和君、1番、南 昭和君を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（小椋孝一君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長から審査結果の報告を願います。

議会運営委員長、美野勝男君。

（議会運営委員長 美野勝男君 登壇）

○議会運営委員長（美野勝男君） 去る2月24日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

会期は、本日から23日までの23日間とし、再開日は8日、11日、15日、17日及び23日と決定しました。

議事日程につきましては、配付しております議事予定日程表のとおりであります。

なお、平成28年度一般会計予算の説明及び質疑を、歳入については全般、歳出については第1款から第8款までは2款ずつ分割、第9款から最後までとして行うこといたします。

次に、一般質問の通告は3月4日金曜日の午後3時までといたします。

次に、総務文教常任委員会を3月4日午前9時30分から、産業建設常任委員会を3月3日午前9時30分から開催したいと思います。

次に、全員協議会を3月8日、本会議終了後に開催したいと思います。

次に、広報編集委員会を3月17日、本会議終了後、開催したいと思います。

なお、議事の進行上、日程を順次繰り延べる場合もありますので、よろしくお願

ます。

以上で報告を終わります。

(議会運営委員長 美野勝男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり本日から3月23日までの23日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの23日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告について

○議長 (小椋孝一君) 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告が提出されています。お手元に配付のとおりであります。御了解願います。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配付のとおりであります。陳情第1号は、産業建設常任委員会に付託しましたので報告します。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長 (寺本光嘉君) 皆さん、おはようございます。

まず初めに、平成25年12月下旬に当町が発注いたしました小中学校のパソコン購入事業をめぐり、元町議会議員が町職員から入札情報を聞き出して業者に漏らし、その見返りに10万円を受け取ったとされるあっせん収賄事件並びに贈賄事件で町民の皆様にご不安と不信感を与えたことに対しまして、改めて心よりおわび申し上げます。

町民の皆様をお騒がせしたことに対し、私と副町長の1月分と2月分の給与2カ月減額することとし、平成27年12月28日付で条例改正の専決処分したものを本議会に報告させていただいております。

なお、この事件につきましては、元町議会議員と業者については起訴され、現在裁判中であり、元町職員につきましては不起訴となっております。

町といたしましては、去る2月9日に公務員の守秘義務についての職員研修を実施し、このような事件が二度と起こらないように努めているところでございますので、御理解賜りたいと存じます。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。本日、平成28年紀美野町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位を初め関係者の皆様方におかれましては、何かと御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに対し、心より厚くお礼申し上げます。

さて、本年は紀美野町誕生10周年を迎えた記念すべき年でございます。10年前の平成18年1月1日に美里町と野上町が合併し紀美野町が誕生いたしました。今月6日には10年の節目を祝う紀美野町誕生10周年記念式典を紀美野町文化センターで午後1時から、仁坂県知事を初め多くの御来賓の方々の御臨席のもと挙行いたします。合併後の10年を顧みますと、その歩みは決して平坦な道ばかりではございませんでしたが、両町の均衡ある発展を目指し、数多くの事業に全力で取り組んできたところであります。

中でも長年の懸案事項でありました光ブロードバンド整備事業につきましては、先月2月4日に美里支所におきましてサービス開始セレモニーを行ったところでございます。

また、2月12日には、小西地区の第14分団第3部の消防格納庫が完成し、地域防災のさらなる充実が図れたものと考えておりますので、あわせて御報告申し上げます。

また、昨年は紀の国わかやま国体が開催され、紀美野町では10月1日から5日にかけて、紀美野町スポーツ公園がホッケー競技のメイン会場となり、和歌山県チームが25年ぶりに総合優勝することができ、成功裏に閉会できましたことは記憶に新しいところでございます。

これもひとえに多くの町民の皆様や議会議員の皆様の御協力と御支援のたまものであり、重ねてお礼を申し上げます。

本町におきましては、少子高齢化対策を初め過疎対策、災害対策、雇用問題、人口減少対策、地方分権の推進に伴う行財政改革など早急に取り組むべき課題も山積いたしておりますが、町民や議員各位の御理解と御協力のもと、全力でこれらの課題に取り組むとともに、医療費の助成等子育て支援からシルバー人材センターやふれあいサロン事業等高齢者支援まで地域とともに福祉の充実を図ってまいります。

また、若者や地域創業を志す方々のIUJターンによる定住施策と地域の活性化をよ

り強力に推進していくために、まちづくりの総合的な窓口としてまちづくり課を昨年度に新設し、今までにも増して人口減少対策に力を注いできたところでございます。

また、本年2月末には、紀美野町人口ビジョン並びに紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、今後の人口減少対策を含む基本的な方向性を定めたところでございます。

これからは、今まで以上に地域で知恵を出し、汗をかき、魅力的なまちづくりを進めていかなければならない時代を迎えております。そんな中、町内5カ所の地域で7団体の住民が主体となって積極的な町おこし事業を展開されており、その流れが他の地域に広がっていくことを強く望むところでございます。

また、鳥獣害対策支援や利子補給及び間伐材流通支援等の農林商工業者支援にも引き続き努めてまいります。

さて、今期定例会に上程している案件は、議案第1号から議案第43号までの43件であります。

専決処分の承認を求める案件が3件、条例の制定に係る案件が1件、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての案件が1件、条例の一部を改正する条例が14件、和歌山県と紀美野町との間の行政不服審査法第18条第1項に規定する機関の事務の委託についての案件が1件、辺地総合整備計画の変更に係る案件が1件、公平委員会委員の選任の同意に関する案件が1件、教育委員会委員の任命の同意に関する案件が1件、人権擁護委員候補者の推薦に係る案件が1件、平成27年度一般会計及び特別会計の補正予算に関する案件が9件、平成28年度の一般会計及び特別会計予算に関する案件が10件であります。

平成27年度一般会計補正予算につきましては、主なものとして、国の補正予算に伴い、個人番号利用事務で使用する電子機器のセキュリティー強化対策事業として740万7,000円、低所得者に給付金を支給する臨時福祉給付金給付事業として5,855万5,000円、野上小学校に空調設備を設置する事業として4,496万7,000円などを計上しております。また、国の人事院及び県の人事委員会勧告に基づき、給与等の改定分を計上しております。そのほか事業費の確定に伴う補正などを合わせ歳入歳出それぞれ1億977万円の増額となっております。

また、平成28年度紀美野町一般会計当初予算につきましては、予算総額が65億6,400万円で、対前年度比4億1,800万円減で率にいたしますと約6%の減額とな

っております。

その要因といたしましては、歳入、歳出において昨年度の事業費が大きかった国体や光通信網整備事業、合併振興基金積立の終了に伴う予算の減額が主な要因となっております。そのため、全体の予算額は減少となっておりますが、紀美野町まち・ひと・しごと創生総合戦略に関連する事業は拡充しております。

地域おこし協力隊や集落支援員を大幅に増員し、まちづくり、定住施策の充実や高齢者の地域見守りの充実を図ってまいります。

また、子ども医療費無料化も年齢を15歳から18歳に引き上げます。保育に関しては、土曜日は午前中のみでの実施でしたが、本年9月から1日保育をきみのこども園において実施する予定です。

そのほか子どものインフルエンザ接種費用の一部助成や、不妊治療助成の拡充、ALT（語学指導助手）の増員など子育て等支援施策の充実を図ってまいります。

そのほかの事業として、老朽化する町営住宅や、トンネル、橋梁の長寿命化改修事業や河川改修、消防車の購入などインフラ整備経費を盛り込んでおります。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願いいたしまして御挨拶並びに行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

（町長 寺本光嘉君 降壇）

○議長（小椋孝一君）                      これで行政報告は終わりました。

次に、過日、総務文教常任委員会が町内の所管事務調査を行っていますので、委員長から調査結果について報告願います。

総務文教常任委員長、町田富枝子君。

（総務文教常任委員長 町田富枝子君 登壇）

○総務文教常任委員長（町田富枝子君）                      総務文教常任委員会報告を行います。

去る2月4日、総務文教常任委員会の町内所管事務調査を実施いたしました。常任委員6名全員参加のもと、町内所管の認定こども園、小学校、ヘリポート、ソーラー設置箇所、長谷集会所の調査を行いました。

最初に、昨年4月、野上第1保育所から保育所型認定こども園に移行したきみのこども園を視察、坂口園長より説明を受けました。

現在、幼稚園型の10名を含む136名の園児を保育しているとのことで、幼稚園型

と保育所型の違いは、保育時間の違いとのことでした。また、1歳児保育のニーズがふえてきていることから、現在の建物の続きの空き地に一部屋増築する計画があるということでした。

次に、野上小学校を視察し、松尾校長より、3年前から取り組んでいる学び合いの授業の説明を受けました。学び合いの授業は、1人も見捨てない授業、課題の全員達成を目指して毎週金曜日に行っているとのことでした。学び合いの授業では、教師は課題を出し、子供たちはその課題に取り組み、わかった子は自分の周りにはいるわからない子に声をかけて教えるという取り組みで、わかった児童はさらに力を伸ばすことができるということでした。教師の力だけで教えるという発想を転換し、子供たちを信じ、子供たちの力を活用するというやり方で子供たちは着実に力をつけてきているとのことでした。そして、この取り組みは、全国から視察に訪れているそうです。

続いて、小川小学校を視察し、柳校長より説明を受けました。全校児童数12名で、今年度は1、2年と3、5年の複式学級で、校長先生を初め4名の職員と3名の教育支援員と校務員で運営されています。複式学級のよいところは、ずらし授業で与えられた課題について自分たちで考える習慣がついているということでした。

また、中学校は野上中学校に行くので、年三、四回、野中の6年生の学び合い授業に参加して交流を図っているとのことでした。

次に、下神野小学校を視察し、6年生の授業を見させていただきました。5年生のときにクラスが荒れていたこともあり問題視されていましたが、6年生19名が熱心に授業を受けていました。浦校長は、6年生が行事を任されているので自尊感情が芽生えてきたのではないかと、そして、学習の段階も進んできていると話されました。

その後、文化センターにある防災ヘリポートを見学しました。

午後から毛原小学校を視察し、中家校長より説明を受けました。同校は、24年度より長谷毛原中学校に校舎移転し小学校と中学校が1つの校舎になりました。同校は、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた事業づくり、全員がわかることができる授業を目指しています。この学校の特色は、小中合同のフリートーク活動や学び合い授業があるほか、保育所・小学校・中学校による合同文化祭や4公署合同運動会があり、地域全体の行事になっているとのことでした。同校では、1、2年、3、4年、5、6年の複式学級で全校児童は14名です。

続いて、ふれあい公園に隣接するソーラー設置箇所を視察し、中谷企画管財課長より

説明を受けました。この事業は、大阪ガスの子会社、エナジーバンクジャパン株式会社が事業主体となり、発電施設の建設から管理、売電までを行い、紀美野町は支払われる土地の賃料と固定資産税に加え売電収入の一部の収入が入り、地域振興並びに遊休施設の有効活用という効果があり、また、災害時等の地区での非常電源としても活用できる施設となっているとのことです。事業の実施期間は20年間で、この間に町が得る総収入額として1,200万円を見込んでいて、この事業の特徴は、大規模な土地を必要とするメガソーラーとは異なり、比較的小さな土地での発電が可能であること。さらに町に土地の賃料と固定資産税に加え売電収入の一部が支払われるというのは、全国的に例がない取り組みだということで平成25年8月1日から発電売電をしています。

最後に、平成25年12月に建てかえられた長谷集会所を見せていただきました。以前の建物は駐車場が狭く老朽化が進んでいましたが、広い駐車場と和室とフローリングの部屋があり、住民の方にも大変喜ばれているとのことでした。

以上で報告を終わります。

(総務文教常任委員長 町田富枝子君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 次に、一般質問の通告は、3月4日金曜日、午後3時までに提出願います。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで執行部の皆様に申し上げます。

これから議案説明に入りますが、議案数が多いため、議案の説明は簡潔にお願いしたいと思います。

◎日程第4 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について)

◎日程第5 議案第 5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

◎日程第6 議案第 6号 紀美野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第7 議案第 7号 紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第8 議案第 8号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正す

る条例について

◎日程第 9 議案第 9 号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

◎日程第 10 議案第 10 号 旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

◎日程第 11 議案第 11 号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第 4、議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について、日程第 5、議案第 5 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、日程第 6、議案第 6 号、紀美野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 7、議案第 7 号、紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 8、議案第 8 号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について、日程第 9、議案第 9 号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について、日程第 10、議案第 10 号、旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について及び日程第 11、議案第 11 号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について一括議題とします。

説明を願います。総務課長、牛居君。

（総務課長 牛居秀行君 登壇）

○総務課長（牛居秀行君） 議案書の 1 ページをごらんください。

議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成 28 年 3 月 1 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをごらんください。専決処分書でございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成 27 年 12 月 28 日 紀美野町長 寺本光嘉

理由でございます。

平成25年度小中学校パソコン整備事業に係る事件で、町民の皆様に多大な御心配をおかけしたことに鑑みて、町長及び副町長の給料月額を減額するものでございます。

次のページをごらんください。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例でございます。

お手持ちの新旧対照表では、1ページを御参照ください。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

附則の次の1項を加える。

(平成28年1月及び2月に支給する町長及び副町長の給与の減額に関する特例)

第12項、町長及び副町長の受ける平成28年1月1日から平成28年2月29日までの給料月額は、附則第9項の規定にかかわらず、同項に規定する給料月額から、その給料月額の10分の1に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項による額とする。

附則といたしましては、この条例は、平成28年1月1日から施行するとなっております。

この条例の一部改正につきましては、現在、町長、副町長及び教育長の給与等条例附則第9項におきまして、平成27年4月から平成28年3月までの1年間、町長の給与月額を67万円から64万円に、副町長は58万円から56万円にそれぞれ減額を行ってきているところでございます。

今回、平成28年1月と2月の2カ月間、町長は64万円から1割相当の減額を行い、57万6,000円に、副町長は56万円から同じく1割相当の減額を行い、50万4,000円とする専決処分を平成27年12月28日に行ったため、今議会に報告するものでございます。

以上、議案第1号の説明といたします。

続きまして、議案書の13ページをごらんください。

議案第5号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

行政不服審査法の施行に伴い、関係条例について、不服申立ての種類を審査請求に一元化すること等に伴う所要の規定の整備を行うため本議案を提出するものでございます。

次のページをごらんください。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

本条例につきましては、条文が多いことから、主な改正内容についての概要説明といたしたく御理解賜りますようお願い申し上げます。

まず第1条、紀美野町情報公開条例の一部改正でございます。

新旧対照表では4ページから8ページを御参照いただきたいと思います。

第15条第1項及び第3項の改正につきましては、第20条を改正したことによる項のずれと、第19条の改正による引用条を削除するものでございます。

次に、第18条第2項の改正につきましては、開示請求者が公文書の写しの交付を受ける際の手数料につきまして、単色刷りに加え多色刷り1枚につき20円、両面複写の場合にあつては40円を加えるものでございます。

次に、第19条の改正につきましては、行政不服審査法第9条第1項の審理員制度が新たに導入され、処分に関する手続に関与していないと一定の要件を満たす職員が審査請求の審理手続を行うこととなったわけでございますが、情報公開条例につきましては、既に設置された有識者で構成される附属機関において審査請求に係る審理がなされる仕組みがあるため、第19条として審理員による審理手続に関する規定を適用除外するものでございます。

次に、第20条の改正につきましては、改正前の第19条と第20条とを合わせて第20条とし、紀美野町情報公開審査会への諮問についての規定中、不服申立ての手続を審査請求に一元化することによるものでございます。

次のページをごらんください。15ページです。

次に、第21条の改正につきましても、不服申立ての手続を審査請求に一元化することによるものでございます。

次に、第22条第1項中「第19条」を「第20条第1項」、「不服申立て」を「審査請求」に改める。この改正につきましては、審査会への諮問の項ずれによる引用上の改正及び不服申立ての手続を審査請求に一元化することによるものでございます。

次に、25条第4項中の改正につきましても、不服申立ての手続を審査請求に一元化することによるものでございます。

次に、第26条第1項中の改正につきましても、不服申立ての手続を審査請求に一元化することによるものでございます。

次に、第27条中の改正につきましても、不服申立て手続を審査請求に一元化することによるものでございます。

次に、第28条の改正につきましても、審査会に提出された意見書、または資料について、審査請求人等は、閲覧に加え写しの交付を求めることができ、その場合、審査会は、当該閲覧または交付に係る意見書または資料の提出人の意見を聞かなければならないようになったことによる改正でございます。

次に、第30条中「不服申立て人」を「審査請求人」に改めます。この改正につきましても、不服申立ての手続を審査請求に一元化することによるものでございます。

次に、第31条中「第19条」を「第20条」に改めます。この改正につきましても、審査会への諮問の条ずれによる引用上の改正でございます。

続きまして、15ページの下段をごらんください。

第2条、紀美野町個人情報保護条例の一部改正でございます。新旧対照表では、9ページから12ページを御参照いただきたいと存じます。

第17条第2項及び第22条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改めます。この改正につきましても、不服申立ての手続を審査請求に一元化することによるものでございます。

次のページをごらんください。16ページでございます。

第27条の次に第27条の2の1条を加える改正でございます。この追加する第27条の2の条文につきましても、先ほど情報公開条例の一部改正でも御説明をいたしましたとおり、行政不服審査法第9条第1項で審理員制度が新たに導入され、処分に関する手続を関与していない等一定の要件を満たす職員が審査請求の審理手続を行うこととなったわけではありますが、個人情報保護条例につきましても既に設置された有識者で構成されます附属機関において審理請求に係る審理がなされる仕組みがあるため、第27条の2として審理員による審理手続に関する規定を適用除外としたものでございます。

次に、第29条の改正につきましても、紀美野町個人情報保護審査会への諮問についての規定を情報公開条例と同じような文言に改正したものでございます。

16ページの下段をごらんください。

次に、第29条の次に1条を加える改正でございます。

次のページをごらんください。17ページです。

第29条の次に第29条の2を追加します。この追加条文につきましては、第三者から審査請求を棄却する場合等における手続について、情報公開条例と同じような文言で追加するものでございます。

次に、第30条の改正につきましては、紀美野町個人情報保護審査会の設置についての条文であり、第29条の全部改正による引用条項の改正と不服申立ての手続を審査請求に一元化することによる改正及び意見の陳述の規定を追加するものでございます。

次に、中ほどより少し下のほうでございますが、第30条の2の追加条文につきましては、審査請求人等が審査会に対し意見書または資料を提出できる規定であります。

次に、第30条の3の追加条文につきましては、審査会に提出された意見書または資料について、審査請求人等は閲覧または写しの交付を求めることができ、その場合、審査会は、当該閲覧または交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聞かなければならないようになったことによるものでございます。

次のページをごらんください。18ページでございます。

第30条の4の追加条文につきましては、審査会は、諮問に対する答申をした場合、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付し、その内容を公表するとしたものでございます。

続きまして、第3条、紀美野町行政手続条例の一部改正でございます。

新旧対照表では、13ページを御参照ください。第3条第15中の改正につきましては、異議申立て手続の廃止によるものでございます。また、第19条第2項第4号中、ことのあるを削る改正につきましても、法律の改正によります文言の修正でございます。

続きまして、第4条、紀美野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございます。

新旧対照表では、14ページから15ページを御参照いただきたいと思います。

第5条第2項の改正につきましては、行政不服審査法の改正により追加された審査請求書に記載する事項の追加及びそれに伴う3号の繰り上げでございます。

次に、第5条第3項中の改正につきましては、行政不服審査法の引用条項が行政不服審査法施行令の引用条例に変更されたことによるものでございます。

また、第5条第6項の追加条文につきましては、代表者もしくは管理人、代理または代理人がその資格を失ったときは、審査申出人は書面でその旨を委員会に届け出なければならないという1項を追加するものでございます。

次に、第7条第2項ただし書きを削り、同条の次の第4項を加える改正につきましては、行政不服審査法の改正によるただし書きの削除と、審査申出人から反論書の提出があったとき、委員会はこれを町長に送付する規定を追加したものでございます。

次に、第12条第1項中の改正につきましては、決定書の作成の際、第4号の事項を記載し、決定書に委員会が記名押印する旨の規定を追加するものでございます。

次のページをごらんください。19ページでございます。

続きまして、第5条、紀美野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表では16ページを御参照ください。

第5条第3号中の改正につきましては、不服申立ての手續を審査請求に一元化することによるものでございます。

続きまして、第6条、紀美野町職員給与条例の一部改正でございます。

新旧対照表では17ページを御参照いただきたいと思います。

第22条の3第4項中の改正につきましては、行政不服審査法の改正による条番号の変更に伴うものでございます。

続きまして、第7条、紀美野町手数料条例の一部改正でございます。

新旧対照表では18ページを御参照ください。

別表中46の項を47の項とし、45の項の次に次のように加える。この項の追加につきましては、行政不服審査法の改正により、審査請求人または参加人が審理員に対し、提出した書類等の写しまたは書面の交付を求めることができるようになり、その際の手数料につきましては、単色刷り1枚について10円、両面複写の場合であっては20円、多色刷り1枚につき20円、両面複写の場合にあっては40円の手数料を徴収する旨の追加でございます。

続きまして、第8条、紀美野町税条例の一部改正でございます。

新旧対照表では19ページを御参照ください。

第18条の2第1項中の改正につきましては、不服申立ての手續を審査請求に一元化することによるものでございます。

続きまして、第9条、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正でございます。

新旧対照表では20ページを御参照ください。

第26条、見出しを含みます。第26条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

この改正につきましても、不服申立ての手續を審査請求に一元化することによるものでございます。

次に、附則といたしまして、第1項、この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成29年4月1日から施行する。この条例は、平成28年4月1日から施行いたしますが、第5条の紀美野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正規定につきましては、公平委員会が町長に対し報告する事項は、前年度における業務の状況となっております。平成27年度には審査請求はあり得ないことから、この改正規定は平成29年4月1日から施行することとしたものでございます。

次に、経過措置の原則。

第2項、町の行政庁の処分、その他の行為または不作為について不服申立てであって、この条例の施行前にされた町の行政庁の処分、その他の行為またはこの条例の施行前にされた申請に係る町の行政庁の不作為に係るものにつきましては、次項に定める場合を除き、なお従前の例による。

次に、紀美野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置でございます。

第3項、第4条の規定による改正後の紀美野町固定資産評価審査委員会条例第5条第2項、第3項及び第6項、第7条第2項及び第4項並びに第12条第1項の規定は、平成28年度以降の年度分の固定資産税に係る固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産についての固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以降である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

この附則3項につきましては、紀美野町固定資産評価審査委員会条例の一部改正の規定による改正後の紀美野町固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以降の年度分の審査の申し出について適用し、平成27年度までの審査の申し出につきましては、なお従前の例によるものとしたものでございます。

以上、議案第5号の説明といたします。

続きまして、議案書の21ページをごらんください。

議案第6号、紀美野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

地方公務員法の改正に伴い、紀美野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀美野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表では21ページを御参照ください。

紀美野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条第5号を同条第7号とし、同条の次に次の1号を加える。

第8号、職員の退職管理の状況。第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

第5号、職員の休業に関する状況。第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

第2号、職員の人事評価の状況。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するとしております。

この条例の一部改正につきましては、地方公務員法及び地方独立法人の一部を改正する法律が平成26年5月15日に公布され、施行期日を平成28年4月1日とする政令が平成27年9月2日に公布されたことによるものでございます。

その中で地方公務員法第58条の2において改正がなされ、任命権者が報告する項目に修正が加えられたため、報告する事項を修正、追加する条例の改正を行ったものでございます。

なお、前年度における状況を公表することとなっているため、条例改正の施行は平成29年4月1日としたものでございます。

以上、議案第6号の説明といたします。

続きまして、議案書の23ページをごらんください。

議案第7号、紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

地方公務員法の改正に伴い、紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀美野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表では22ページを御参照ください。

紀美野町職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するとしてございます。

この条例の一部改正につきましては、改正される地方公務員法第24条第2項が削除され、項が順次繰り下がり、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は、条例で定めるとされる規定が第6項から第5項となったため、本条例の一部改正を行うものでございます。

以上、議案第7号の説明といたします。

続きまして、議案書の25ページをごらんください。

議案第8号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

人事院の職員給与の改定に関する勧告に伴い、国家公務員の一般職の給与に関する法律が改正されたことに準じ、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表では23ページから24ページを御参照賜りたいと存じます。

第1条、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改めます。この改正につきましては、12月期の期末手当の支給割合を100分の162.5から100分の5を増加し、100分の167.5に引き上げる改正を行うものでございます。

次に、第2条として、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改めます。この改正につきましては、6月期の期末手当の支給割合は、100分の147.5から100分の150に引き上げ、12期の期末手当の支給割合は、100分の167.5から100分の165に引き下げる改正を行うものでございます。

附則といたしまして、第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例（以下「改正後の条例」という）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

この附則第2項につきましては、第1条の改正規定は、平成27年12月1日から遡及適用するものでございます。

第3項として、改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

この附則第3項につきましては、改正前の条例により支給された期末手当は、今回改正される条例により支給される期末手当の内払いとす規定でございます。

以上、議案第8号の説明といたします。

続きまして、議案書の27ページをごらんください。

議案第9号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正したいので、地方自治法第

96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

人事院の職員給与の改定に関する勧告に伴い、国家公務員の一般職の給与に関する法律が改正されたことに準じ、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例でございます。

お手持ちの新旧対照表では25ページから26ページを参照いただきたいと思います。

第1条、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書き中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改めます。この改正につきましては、12月期の期末手当の支給割合を100分の162.5から100分の5を増加し、100分の167.5に引き上げる改正を行うものでございます。

次に、第2条といたしまして、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書き中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改めます。この改正につきましては、6月期の期末手当の支給割合を100分の147.5から100分の150に引き上げ、12月期の期末手当の支給割合は100分の167.5から100分の165に引き下げる改正を行うものでございます。

附則といたしまして、第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定が平成28年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定による改正後の紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の規定は、平成27年12月1日から適用する。

3項といたしまして、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとするということになっておりまして、先ほど御説明申し上げました附則と理由は同一でございますので割愛させていただきたいと思います。

以上、議案第9号の説明といたします。

続きまして、議案書の29ページをごらんください。

議案第10号、旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について。

旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

人事院の職員給与の改定に関する勧告に伴い、国家公務員の一般職の給与に関する法律が改正されたことに準じ、旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例でございます。

お手持ちの新旧対照表では27ページから28ページをごらんください。

第1条、旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書き中「100分162.5」を「100分の167.5」に改めます。この改正につきましては、12月期の期末手当の支給割合を100分の162.5から100分の5を増額し、100分の167.5に引き上げる改正でございます。

次に、第2条といたしまして、旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を次のように改正します。

第5条第1項ただし書き中「100分の147.5」を「100分の150」に「100分の167.5」を「100分の165」に改めます。この改正につきましては、6月期の期末手当の支給割合は、100分の147.5から100分の150に引き上げ、12月期の期末手当の支給割合は100分の167.5から100分の165に引き下げる改正を行うものでございます。

附則につきましては、先ほどと同じ内容となっておりますので割愛させていただきます。

以上、議案第10号の説明といたします。

続きまして、議案書の31ページをごらんください。

議案第11号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について。

紀美野町職員給与条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

地方公務員法の改正に伴い、かつ人事院の職員給与の改定に関する勧告により、国家公務員の一般職の給与に関する法律が改正されたことに準じ、紀美野町職員給与条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表では29ページから60ページを御参照ください。

本条例改正につきましては、人事院より国家公務員の俸給月額及び勤勉手当等の改正に関する勧告を受け、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律が改正されました。また、県人事委員会による勧告もございまして、これに準じて本条例の改正をお願いするものでございます。

改正の内容ですが、まず改正条例第1条の改正は、第22条第2項中「5級以上であるもの」の次に「(第23条においては「特定幹部職員」という。)」を加えます。また、第23条第2項第1号の改正では、一般職にあつては、12月期の勤勉手当の支給割合を100分の75から100分の10増額し、100分の85に引き上げる改正を行うものでございます。また、特定幹部職員にありましては、12月期の勤勉手当の支給割合を100分の95から100分の10増額し、100分の105に引き上げる改正を行うものでございます。また、再任用職員にありましては、12月期の勤勉手当の支給割合を100分の35から100分の5を増額して100分の40に引き上げる改正を行うものでございます。また、再任用の特定幹部職員にあつては、12月期の勤勉手当の支給割合を100分の45から100分の5増加して100分の50に引き上げる改正を行うものでございます。

次に、別表第1から別表第3の給料表は、国の人事院や県の人事委員会の勧告をもとにそれぞれ給料表の改正を行うものでございますので、後ほど御高覧を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案書の40ページをごらんください。

第2条の改正で、第1条中の改正は、改正される地方公務員法第24条第2項が削除

され、項が順次繰り下がり、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は、条例で定めるとする規定が第6項から第5項となったため改正するものでございます。

第23条関係の改正は、一般職にあつては、6月期の勤勉手当の支給割合は100分の75から100分の80に引き上げ、12月期の勤勉手当の支給割合は100分の85から100分の80に引き下げる改正を行うものです。また、特定幹部職員にあつては、6月期の勤勉手当の支給割合は100分の95から100分の100に引き上げ、12月期の勤勉手当の支給割合は100分の105から100分の100に引き下げる改正を行うものでございます。また、再任用の職員にあつては、6月期の勤勉手当の支給割合は100分の35から100分の37.5に引き上げ、12月期の勤勉手当の支給割合は100分の40から100分の37.5に引き下げる改正を行うものでございます。また、再任用の特定幹部職員にありましては、6月期の勤勉手当の支給割合は100分の45から100分の47.5に引き上げ、12月期の勤勉手当の支給割合は100分の50から100分の47.5に引き下げる改正を行うものでございます。

次に、別表第4の改正は、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、改正される地方公務員法第25条において、給料表には職員の職務の複雑困難及び責任の度合いに基づく等級ごとに明確な給料額の幅を定めなければならないとされ、その運用について、地方公務員給与における職務給の原則を一層徹底させようとする観点から、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる級別職務分類表を給与に関する条例で定めるとされたことによるものでございます。

次に、41ページ下段をごらんください。

第3条の改正では、人事評価制度の導入等により、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、地方公務員法が改正されたことにより、昇給または勤勉手当等の支給について、勤務成績の評定の結果を参考としていたものを人事評価の結果を参考にする改正を行うものでございます。

次に、附則第1項といたしまして、この改正条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、6月期、12月期のそれぞれの勤勉手当の支給割合を改正し、また、級別職務分類表を改正する第2条の規定は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

次のページをごらんください。

また、第3条の人事評価の結果を参考にする改正規定は、平成29年4月1日から施

行するものです。

次のページをごらんください。

次に、附則第2項につきましては、第1条の改正規定は、平成27年4月1日から遡及適用するものでございます。

附則の第3項につきましては、改正前の条例により支給された給料は、今回の改正される条例により支給される給料の内払いとする規定でございます。

次に、附則第4項につきましては、この条例の施行に関し必要な事項については規則で定める。規則への委任規定となっております。

以上、議案第11号の説明といたします。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時07分)

---

再 開

○議長 (小椋孝一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時23分)

◎日程第12 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について)

◎日程第13 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

◎日程第14 議案第12号 紀美野町税条例の一部を改正する条例について

○議長 (小椋孝一君) 日程第12、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて(紀美野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)について、日程第13、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて(紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)及び日程第14、議案第12号、紀美野町税条例の一部を改正する条例について一括議題とします。

説明を願います。税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長(西岡秀育君) それでは、専決処分の説明をさせていただきます。

議案書の4ページをお開きください。

議案第2号、専決処分の承認を求めることについて(紀美野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について)、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したいので、これを報告し、承認を求めます。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次をお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、紀美野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成27年12月28日 紀美野町長 寺本光嘉

理由。

平成27年12月25日において地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴い、紀美野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する必要があるためでございます。

6ページをお開きください。

紀美野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。平成27年12月28日。条例第45号。

紀美野町税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

改正内容を簡単に御説明いたします。

第51条第2項第1号、第139条の3第2項第1号は、町民税、特別土地保有税の減免申請に個人番号の記載の必要がない旨の改正でございます。

附則。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

7ページをお開きください。

議案第3号、専決処分の承認を求めることについて。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条

第1項の規定により次のとおり専決処分したいので、これを報告し、承認を求めらる。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

8ページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成27年12月28日 紀美野町長 寺本光嘉

理由。

平成27年12月25日において地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴い、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるためです。

次のページをお開きください。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。平成27年12月28日。条例第46号。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

改正内容を簡単に御説明いたします。

第25条第2項第1号は、国民健康保険税の減免申請に個人番号の記載の必要がない旨の改正です。

附則。

この条例は、平成28年1月1日から施行するものです。

続きまして、43ページをお開きください。

議案第12号、紀美野町税条例の一部を改正する条例について。

紀美野町税条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めらるものございます。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

地方税法の一部が改正されたことに伴い、紀美野町税条例の一部を改正する必要があるためです。

44ページをお開きください。

改正内容を簡単に御説明いたします。

改正の趣旨といたしましては、平成26年度税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに、長期かつ的確な納税の履行を確保する観点から国税の猶予制度の見直しが行われました。これを受け、地方税の猶予制度においても所要の見直しが行われることとなり、平成27年度税制改正において地方税法が改正されました。

今回の地方税法の改正は、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されるなど、昨年の国税の改正を踏まえたものになっていますが、地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ、猶予に係る担保の町基準など一定事項について、地域の実情等に応じた条例を定める必要があることから、紀美野町税条例に国税基準を緩和し、規定を定めるものでございます。

徴収猶予の制度をさせていただきます。地方税法第15条により、次の理由により町税を一時納付することができないときは、申請することにより1年以内の期限に限り徴収の猶予が認められる場合があります。

財産について、災害を受け、また盗難に遭ったとき、納税者またはその生計を一にする親族が病気にかかり、また負傷したとき、事業を廃止し、また休業したとき、事業について著しい損失を受けたときなどでございます。

また、換価の猶予につきましては、納税について、誠実な意思を有する者が町税を一時に納付することにより、事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがある場合など、一定の要件に該当するときは1年以内の期間に限り滞納処分による財産の換価の猶予が認められる場合があります。

今回の改正につきましては、第8条、第9条には徴収猶予に係る徴収金の分割納付と申請の申請内容が記載されており、第10条、第11条には職権及び申請による換価の猶予の申請について記載されております。第12条には担保徴取基準を定めております。第13条から第17条までは削除するものです。18条中の地方税法等に改めるものでございます。23条第3項中の地方税法施行令に改めるものでございます。第56条中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改めるものでございます。

附則といたしましては、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上3議案は、新旧対照表2ページ、3ページ、53ページから60ページまでを順

次御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

- ◎日程第15 議案第4号 紀美野町あき地の適正管理に関する条例の制定について
- ◎日程第16 議案第13号 紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について
- ◎日程第17 議案第14号 紀美野町ひとり親家庭医療費助成の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- ◎日程第18 議案第15号 紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第15、議案第4号、紀美野町あき地の適正管理に関する条例の制定について、日程第16、議案第13号、紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について、日程第17、議案第14号、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、日程第18、議案第15号、紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について一括議題とします。

説明をお願いします。住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長（増谷守哉君） それでは、議案書の10ページをごらんいただきたいと思えます。

議案第4号、紀美野町あき地の適正管理に関する条例の制定について。

紀美野町あき地の適正管理に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

あき地に放置された雑草等で不良状態になることを防止するため、紀美野町あき地の適正管理に関する条例の制定を行うものでございます。

まず、条例を説明する前に今回の条例の制定に至った経緯について御説明を申し上げます。

町内にあるあき地において、雑草や灌木の除去等の管理が十分なされていないことから、

周辺の住民の皆さんから苦情や相談が毎年二、三件程度寄せられてございます。このような苦情や相談があったときには、町職員が現地に行き、その状況を確認した上で必要であれば、その土地の所有者等に対し口頭や電話、または文書等により適正にあき地の管理をしていただくようお願いし、所有者等の皆さんに適正管理をしていただいているところです。しかし、町が行っているこの行為は、単なる協力の依頼にすぎないため、所有者に御理解いただくことに困難を要する場合もございました。このため、今回、町民の皆さんにあき地の適正管理の重要性を御認識いただくとともに、あき地問題が生じた場合、早期解決に向けて従来より踏み込んだ対応ができるようあき地の適正管理に関する条例を制定するものでございます。

次の11ページをごらんいただきたいと思います。

紀美野町あき地の適正管理に関する条例でございます。

条例の内容について説明させていただきます。

まず、第1条でございます。第1条では、条例の目的を規定するものでございます。あき地に放置された雑草等を除去することによってあき地の適正管理を図り、火災、犯罪を誘発、衛生害虫等の発生等につながる要因を未然に防止し、もって地域住民の生活環境の保全に寄与することを目的とするものでございます。

第2条では、定義として使用する用語の意義を定義してございます。1号、あき地につきましても、現に人が使用していない土地、または人が使用していても相当の空地を有し、人が使用していない土地と同様の状態にある土地をいう。ただし、農地法第2条第1項に規定する農地を除くということでございます。

なお、ここでいう農地法で規定する土地とは、耕作の目的に供される土地を指すものでございます。

2号では所有者等について、3号では雑草等について規定してございます。4号では不良状態について規定してございまして、あき地が雑草等の繁茂することにより、火災、防犯等の発生を誘発するおそれがあるとき。また、蚊、ハエ、その他の衛生害虫等の発生により人の健康を害し、または害するおそれがあるとき、または周辺的美観を著しく害するとき。この3つに該当した場合としてございます。

次、第3条では、所有者等の責務について規定してございます。あき地の所有者は、当該あき地が不良状態とならないように常に適正な維持管理に努めなければならないと規定するものでございます。

第4条では、指導、助言及び勧告について規定しており、第1項では、あき地が不良状態にあると認めるときの指導、または助言をすることができることについて。

第2項では、指導、助言を受けても必要な措置を行わない場合の勧告について規定してございます。

次のページをごらんください。

第5条では、措置命令についての規定でございまして、第1項で勧告を受け必要な措置を行わない場合の命令について規定してございます。

第2項では、命令を行おうとする場合は、あらかじめ所有者等の弁明の機会を与えなければならない旨を規定してございます。

第6条では、立入調査についての規定でございまして、この条例の施行のために必要があると認めるときは、指定職員をあき地に立ち入らせ、調査させ、または関係者に対して質問させることができる旨を規定してございます。

第2項では、立入調査する職員の職員証明書の携帯について規定してございます。

第3項では、立入調査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない旨を規定してございます。

第7条では、委任として、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定めると規定してございます。

附則。

施行期日として、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上、あき地の適正管理に関する条例の内容でございます。簡単ですが、御説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の49ページをお開きください。

議案第13号、紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について。

紀美野町子ども医療費支給条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

支給対象範囲の見直しを行うため、紀美野町子ども医療費支給条例の改正を行うものでございます。

まず、今回の改正の概要について御説明を申し上げます。

紀美野町子ども医療費支給事業につきましては、子どもの保険の向上と福祉の増進を図ることを目的として、医療保険確保の規定による保険診療の自己負担分を全額助成する事業でございます。現行では、その対象者を出生した日から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるものとしてございますが、今回の改正において、子育て世帯の負担軽減をより図るとともに、定住施策の一環事業として、その対象者を出生した日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までのものまで引き上げる改正を行うものでございます。

なお、当事業が子どもへの医療助成という観点から、婚姻されている方は対象から外れることとしてございます。

また、今回の議案を御可決いただきますと、当条例の施行が4月1日からとなりますが、中学生までの対象者につきましては、従来どおりの委任払いで医療機関での自己負担はございません。しかし、新たに対象となる高校生等の皆さんへの支給につきましては、この改正に係る電算システムの改修期間や受給資格の登録等の準備期間が必要なことから、それが終了する9月末までは医療機関で一旦自己負担分をお支払いいただき、後日、町からお返しをさせていただき償還払いの医療費の助成となります。これにつきましては、この後御説明させていただき一部を改正する条例の第1条の改正内容となっております。

また、準備期間終了後の10月以降においては、高校生等を含む全対象者に対し、委任払いによる助成することとなります。これにつきましては、1号を改正する条例の第2条の改正内容となっているものでございます。

議案書の50ページをごらんいただきたいと思います。

議案第13号、紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例。

第1条、紀美野町子ども医療費支給条例の一部を次のように改正する。第1条につきましては、4月から9月まで中学生までは委任払い、高校生等は償還払いによる助成をするための改正でございます。

第2条につきましては、定義を規定する条項でございまして、その第1項では、子供に高校生等までを加える内容でございます。この第1項中「出生した日から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう」を「次の各号に掲げるものをいう」に改め、同項に次の各号を加える。

1号、出生した日から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。

2号として、満15歳に達する日以降の最初の4月1日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（以下「高校生等」という。）。ただし、婚姻している者は除くとするものでございます。

第6条では、委任払いに必要な支給資格の登録について規定してございまして、第1項では、受給資格の登録が規定されています。今回の改正で高校生等につきましては、9月末までの償還払いによる助成となり、受給資格も登録の必要がないことから、第1項中の「この条例による対象者」の次に「（高校生等の保護者は除く。）」を加えるものでございます。

次、第7条は、支給の方法を規定しているもので、委任払いについて、よりわかりやすい明確な条文とするため、ただし書き中の「町長が別に定める受診方法により診療を受けた場合は、自己負担金の支払いを要せず、したがって、医療費の支給申請も要しないものとする」という文言を「受給者証を提示し診療を受けた場合、町長は対象者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し医療機関等に支払うべき費用を、その者にかわり当該医療機関等に支払うことができる」に改めるものでございます。

次、第2条、紀美野町子ども医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第2条につきましては、10月1日以降において高校生等以下の対象者全員に対し委任払いによる助成するための改正を行うものでございます。

子どもの規定について、第2条第1項中の「次の各号に掲げるものをいう」を「出生した日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、婚姻している者は除く」に改め、それ以降の各号を削るものでございます。

また、高校生以下の全員が委任払いになることから、第6条第1項中の「高校生等の保護者を除く」を削るものでございます。

附則。

施行期日として、この条例中第1条の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定につきましては同年10月1日から施行するものとする。

次のページをお願いします。

経過措置としまして、2、改正後の紀美野町子ども医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以降に受けた医療に係る医療費及び支給対象要件に該当する者について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費及び支給対象要件に該当する者については、なお従前の例による。

以上が紀美野町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の内容でございます。簡単でございますが、以上説明とさせていただきます。

なお、新旧対照表の61ページから63ページに現行と改正後の比較表を掲載してございますので、後ほど御高覧賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案書52ページをごらんいただきたいと思います。

議案第14号、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

支給対象範囲の見直しを行うため、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正を行うものでございます。

まず、改正の概要について御説明を申し上げます。

今回の改正の上程させていただいた紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、昨年の12月定例議会において御可決いただいた条例でございます。このときの改正内容は、条例第3条第2項の改正でございまして、この改正によりまして、当事業の対象者を所得制限内にあるひとり親家庭の親と18歳までの子供と所得制限外にあるひとり親家庭の18歳までの子どもとして平成28年8月1日から施行する運びとなっております。

なお、先ほど子ども医療費の支給条例の一部を改正する条例で対象年齢を18歳まで上げる改正をお願いしているところでございます。これによりまして18歳までという対象条件が2つの医療費助成制度で重複することとなり、町民の皆さんにとって非常にわかりにくい制度となることから、これを一元化することとし、従来の一ひとり親家庭医療費助成で所得制限外にある18歳までの子どもは、ことし8月1日より子ども医療費支給事業の対象とし、医療費を助成する改正を行うものでございます。

なお、所得制限内にあるひとり親家庭の親と18歳までの子どもにつきましては、従前のひとり親家庭助成制度による助成となりかわることはございません。

また、この改正に加え所得制限外にある18歳までの子どもは対象から外すことに伴い、養育者の所得制限の規定を加える必要があることから、第3条第2項の第4号と新

たに追加する第6号に養育者の所得制限の規定を加える改正を行うものでございます。

以上が今回の改正の概要となります。

次のページをごらんいただきたいと思います。53ページでございます。

紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文となりますが、改正箇所が非常にわかりやすい別冊の新旧対照表により御説明をさせていただきたいと思います。

新旧対照表の64ページをごらんいただきたいと思います。

左枠が現行、右枠が改正後の条文となっております。

まず、第3条第2項は、同条第1項で規定されている対象者のうち対象から除かれる者の条件を規定しているものでございます。今回の改正で所得制限外にある18歳までの子どもは対象から外すことから、ただし書きの第4号及び第5号に該当する者のうち、児童については、この限りではないという条文を削除するものでございます。

また、養育者の所得制限の規定を加える必要があることから、第3条第2項、第4項の（配偶者のない男子もしくは女子または）の後に養育者（孤児等の養育者を除く。）を加えるものでございます。

第5号は変更はございません。

また、第5号の後に第6号として（孤児等の養育者の前年の所得が施行令第2条の4第4項に規定する額以上のとき）を加える改正となります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上が紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の内容でございます。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の54ページをごらんください。

議案第15号、紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について。

紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

支給対象範囲の見直しを行うため、紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の改正を行うものでございます。

まず、改正に至った経緯について御説明申し上げます。

重度心身障害者医療費助成は、一定の障害程度にある方を対象として保険診療における医療費の自己負担分を全額助成する制度でございます。

紀美野町の当事業の対象条件につきましては、所得制限を設けないとともに、65歳以上の新規手帳取得者や精神障害者保健福祉手帳取得者、また公的年金の障害年金受給者についても対象者とするなど、対象範囲を大きく拡大し、事業を行っているところでございます。対象条件という点においては、県下でもトップクラスとなっているところでございます。

しかし、この制度の本来の創設趣旨は、先天的に重度の障害を有される方、もしくは若くして重度障害者となった方など、安定的な基盤を築く前に障害者となった方に係る医療費を助成することによって、障害者とその家族の経済的な負担の軽減を図るところから始まった事業でございます。

また、紀美野町においての団塊の世代の人口のうねりのピークが現在65歳の方々となってございまして、今後このうねりが高齢者へと移行していくことで高齢になられてから障害者となる方が今まで以上に急激にふえることが容易に想定されるところでございます。このことから、現状の対象条件のままでは、今後、助成額が大きく増加し、町財政への影響が出てくることが懸念されているところでございます。

一方、県下の当医療助成の状況を見ますと、市町村が実施する事業への県の補助金交付要綱においては、助成制度を今後も安定的、継続的に実施していくために、平成18年の改正において65歳以上で重度心身障害者になった方を対象外とし、現在に至っているところでございます。その後、県内の市町村においても、県に合わせた条例改正を行っており、現在、県下の9割につきましては、全市町村30市町村中の27市町村が65歳以上の新規を対象外とした制度となっております。

また、65歳以上で新たに心身障害者になった方につきましては、後期高齢者医療制度に加入することにより医療費の自己負担割合が原則3割から1割に軽減されることとなります。

また、老齢年金を受け取ることができるなど生まれつきの障害者となった方、また若

くして障害者となった方とは生活実態が大きく違うところがございます。

以上のことを総合的に検証・検討した上で、当町におきましても平成28年度より65歳以上の新規の重度心身障害者になった方を当事業の対象外とする改正を行うものがございます。

それでは、議案書の55ページと別冊の新旧対照表65ページをあわせてごらんいただきたいと思えます。

紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例。

紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書きを加える。第2条については、対象者を規定しているもので、ことし4月以降において65歳以上の新規を対象外とする旨の条文をただし書きで加える改正を行うものがございます。

条文としては、ただし、次の各号に該当したときの年齢が65歳未満であるもの、または平成28年3月31日以前に当該医療費の支給対象となっていた者に限り規定するものがございます。

次に、第2条第1項第7号を削る。これにつきましては、新旧対照表52ページの右側下に7号として高齢者の医療の確保に関する法律第50条第1項第2号に該当するものとされておりますが、この内容について具体的に説明を申し上げますと、65歳以上75歳未満で一定の障害があり後期高齢者医療広域連合が認定するものを示すということとなっております。

今回の改正で65歳以上の新規につきましては対象外となるため、この条文を削除するものがございます。

附則。

施行期日、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、改正後の紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以降に支給対象要件に該当する者について適用し、同日前に支給対象要件に該当する者については、なお従前の例による。

以上が紀美野町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の内容でございます。簡単ですが、説明とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

◎日程第19 議案第16号 紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び

運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第19、議案第16号、紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、宮阪君。

（保健福祉課長 宮阪 学君 登壇）

○保健福祉課長（宮阪 学君） 56ページをお開きください。

議案第16号、紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について。

紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

地域密着型通所介護の創設による指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正を行うものである。

続きまして、57ページをお願いいたします。

紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、省令第60条第2項中」の前に「、省令第36条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定地域密着型通所介護を提供した日から5年間」と、省令第40条の15第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定療養通所介護を提供した日から5年間」と」を加える。

第5条中「認知症対応型通所介護」を「地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護」に改める。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

この内容につきましては、通所介護事業所デイサービスの指定権者は県でありましたが、今回新たに利用定員が18名以下の小規模通所介護事業所、小規模デイでございます。につきましては、本年4月より地域密着型サービスに移行されることにより町が指定権者となります。そこで、運営基準を定める条例に地域密着型通所介護を追加するものでございます。

別冊、新旧対照表66ページ、67ページをごらんいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ですが、説明といたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

◎日程第20 議案第17号 紀美野町毛原水辺公園条例の一部を改正する条例について

○議長(小椋孝一君) 日程第20、議案第17号、紀美野町毛原水辺公園条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を願います。企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇)

○企画管財課長(中谷嘉夫君) それでは、議案書の58ページをごらんください。

議案第17号、紀美野町毛原水辺公園条例の一部を改正する条例について。

紀美野町毛原水辺公園条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

毛原オートキャンプ場の使用料等の見直しに伴い、紀美野町毛原水辺公園条例の改正を行うものであります。

次のページをお願いします。

紀美野町毛原水辺公園条例の一部を改正する条例。

紀美野町毛原水辺公園条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表68、69ページを参照願います。

第5条第1項に次のように改める。

オートキャンプ場の休園日は、火曜日(その日が国民の祝日に関する法律)に規定する休日に当たるときは、その翌日)とする。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第17条関係）

区分につきまして、オートサイトについてですけれども、単位1区画使用料、大人500円、小人250円を追加いたします。続いて、オートサイトデイキャンプ、1区画、大人400円、小人200円、続きましてテントサイト、1区画、大人500円、小人250円、テントサイトデイキャンプ、大人400円、小人200円をそれぞれ追加するものです。

備考の2項に、小人とは4歳以上中学生以下とするを追加します。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行するということになっています。

改正の趣旨でございますが、紀美野町毛原水辺公園毛原オートキャンプ場施設については、平成25年12月1日より指定管理者制度を活用し、丹生の都プロジェクト株式会社に運営を委託しております。

昨今のアウトドアブームやキャンプ場、初心者用向けのイベントを開催したことにより徐々に利用者が増加しております。しかし、毛原オートキャンプ場を利用されるグループの人数には大きな差があり、現状の利用体系では不公平な使用料となってしまうため、1人当たりの使用料を新たに徴収することにより料金の負担を公平なものとしたいたためです。新たな使用料を徴収することにより、獣害対策、利用者の要望、電源設備、管理面に対し整備することが可能となり、より効果的な経営が見込まれることと踏んでおります。

また、現在、4月1日から10月30日までの7カ月間開園していますが、休園期間中、11月1日から3月31日に利用者からの問い合わせが毎年約20件程度あるため、利用者のニーズに応えるために1年を通じ開園したいと思っております。

以上の改正を行うことにより経営状況をより安定したいと考えております。

（企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇）

◎日程第21 議案第18号 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

◎日程第22 議案第19号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第21、議案第18号、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程第22、議案第19号、紀美野町火災予

防条例の一部を改正する条例について一括議題とします。

説明を願います。消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長 (家本 宏君) それでは、議案書60ページをお開きください。

議案第18号、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。  
紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

61ページをごらんください。

紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項の表1の項右欄中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の項右欄中「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附則。

施行期日。

1、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

経過措置。

2、この条例による改正後の紀美野町消防団員等公務災害補償条例附則第5条第2項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた紀美野町消防団員等公務災害補償条例第4条第3号に規定する傷病補償年金（以下この項において「傷病補償年金」という。）及び同条第2号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

新旧対照表は、70ページから72ページとなります。

今回の改正でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成28年2月24日に公布され、同年4月1日より施行されるのに伴いまして、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に関し、同一の事由により他の法律による年金等の給付が支給される場合における傷病補償年金及び休業補償の額に乗じる調定率の改定を行うものでございます。

続きまして、議案書62ページをお開きください。

議案第19号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について。

紀美野町火災予防条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、紀美野町火災予防条例の改正を行うものでございます。

63ページをごらんください。

紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例。

紀美野町火災予防条例の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3でございますが、対象火気使用設備器具を設置する際に、建築物等や可燃性の物品から保たなければならない火災予防上安全な離隔距離を定めたものでございます。

この別表に関しましては、後に主な改正点を御説明させていただきます。

議案書の78ページをお開きください。

備考1、「気体燃料」、「液体燃料」、「固定燃料」及び「電気」は、それぞれ気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気熱源とするものをいう。

2、「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ、もしくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

3、「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附則。

この条例は、平成28年4月1日から施行するということでございます。

新旧対照表につきましては、73ページから82ページということになります。

この別表第3の主な改正理由でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の施行後10年以上が経過しまして、当初、想定していなかった設備及び器具が流通してきたことに伴う改正でございます。主な改正点といたしましては、気体燃料を使用する厨房設備の細分類の表記がドロップイン式コンロ及びキャビネット型グリル付コンロから組込型コンロ、グリル付コンロ、グリドル付コンロ及びキャビネット型コンロ、グリル付コンロ、グリドル付きコンロに改正されました。

また、気体燃料を使用するバーナーが露出した調理用器具の細分類の表記が、卓上型グリル付コンロからグリル付コンロ、グリドル付コンロに改正されました。さらには、大分類で電気コンロ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器と別々に分類されていたものが電気調理用機器として一まとめにされました。中分類として電気コンロ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（コンロ形態のものに限る）が追加されるとともに、コンロ部分の全部又は一部が電磁誘導感知式調理器でないものとコンロ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のものに細分類されました。

また、入力の種類も新たに5.8キロワット以下（1口当たり3キロワット以下）が追加されたところでございます。

（消防長 家本 宏君 降壇）

◎日程第23 議案第20号 和歌山県と紀美野町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託について

○議長（小椋孝一君） 日程第23、議案第20号、和歌山県と紀美野町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託について議題とします。

説明を願います。総務課長、牛居君。

（総務課長 牛居秀行君 登壇）

○総務課長（牛居秀行君） それでは、議案書の80ページをごらんください。

議案第20号、和歌山県と紀美野町との間の行政不服審査法第81条第1項の規定する機関の事務の委託について。

地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法第81条第1

項に規定する機関の事務を和歌山県に委託したいので、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託するため本議案を提出するものでございます。

次のページをごらんください。81ページでございます。

和歌山県と紀美野町との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約でございます。

第1条は、行政不服審査法第81条第1項に規定する機関、行政不服審査会でありませんが、いわゆる有識者からなる行政不服に対する審査をチェックする第三者機関の事務を和歌山県に委託する旨の記述でございます。

第2条は、委託する事務の範囲を規定するものでございます。

まず、第1号といたしまして、行政不服審査法第43条に、審査庁は審理員意見書の提出を受けたときは、第三者機関に諮問しなければならないとされておりますので、その諮問の受理に関する事務の規定でございます。

第2号は、審査関係人に主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認められるものにその知っている事実の陳述又は鑑定を求めること。その他必要な調査に関する事務でございます。

第3号は、審査関係人の申し立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会が与えられるので、その意見の陳述に関する事務でございます。

第4号は、審査関係人は、審査会に対し主張書面又は資料を提出することができるようになってございますので、その主張する書面等の提出に関する事務でございます。

第5号は、審査会は、必要があると認める場合は、その指名する委員に調査させ、審査関係人の意見の陳述を聞かせることができるとされておりますので、その調査手続に関する事務でございます。

第6号は、審査関係人は、審査会に対し審査会に提出された主張書面、もしくは資料の閲覧又は当該主張書面、もしくは当該資料の写し、もしくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき以外は、その閲覧又は交付を拒むこと

ができないとなってございまして、それに伴う提出資料の閲覧等に関する事務の規定でございまして。

第7号は、審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加者に送付することとなっております、その答申書の送付に関する事務でございまして。

第8号は、全各号に掲げるもののほか、法に基づく審査請求に係る審査審議のために必要な事務を規定してございまして。

第3条は、委託事務の管理及び執行につきましては、この規約に定めるほか、和歌山県の条例、規則、その他の規定の定めるところによるものとしております。

第4条は、経費の負担に関する規定でございまして。

第5条は、連絡会議についての規定でございまして。

次のページをごらんください。

第6条は、条例等の制定及び改廃の場合の措置についての規定でございまして。

第7条では、この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は和歌山県知事と紀美野町長が協議して定めるとしてございまして。

附則といたしまして、第1項、この規約は、平成28年4月1日から施行する。

第2項、委託事務の全部または一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、その廃止の日をもってこれを打ち切り、和歌山県知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するとなっております。

以上、議案第20号の説明といたします。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

◎日程第24 議案第21号 辺地総合整備計画の変更について

○議長(小椋孝一君) 日程第24、議案第21号、辺地総合整備計画の変更について、議題とします。

説明を願います。企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇)

○企画管財課長(中谷嘉夫君) それでは、議案書の83ページをごらんください。

議案第21号、辺地総合整備計画の変更について。

辺地総合整備計画を別案のとおり変更したいので、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第8項において準用する同条第1

項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

辺地総合整備計画の変更を行いたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により提案するものでございます。

84ページをごらんください。

紀美野町中田辺地の総合整備計画でございます。このうち今回の変更する箇所は、ページ中段の3、公共的施設の整備計画の中に山の家おいし等整備事業として事業主体は町、事業費は1,846億6万5,000円。この財源内訳につきましては、全額を一般財源とし、また、そのうち1,840万円を辺地対策事業債の予定額とするものです。実施年度につきましては、平成28年度となります。当事業を追加するものでございます。

以上、簡単でございますが、辺地総合整備計画の変更に係る説明とさせていただきます。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

◎日程第25 議案第22号 公平委員会委員の選任の同意について

◎日程第26 議案第23号 教育委員会委員の任命の同意について

◎日程第27 議案第24号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(小椋孝一君) 日程第25、議案第22号、公平委員会委員の選任の同意について、日程第26、議案第23号、教育委員会委員の任命の同意について及び日程第27、議案第24号、人権擁護委員候補者の推薦について、一括議題とします。

説明を願います。町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長(寺本光嘉君) 議案書の85ページをお願いします。

議案第22号、公平委員会委員の選任の同意について。

下記の者を紀美野町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は平畑榮治、生年月日は昭和9年7月2日生まれ、住所は紀美野町奥佐々560番地でございます。

提案理由につきましては、平成28年3月31日をもって任期が満了するため再任を

お願いしたいということでございます。

それから、続きまして、86ページ、議案第23号、教育委員会委員の任命の同意について。

下記の者を教育委員会委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏は松本守信、生年月日は昭和38年10月14日生まれ、住所は紀美野町神野市場181番地でございます。

提案理由につきましては、平成28年3月24日をもって任期が満了いたしますので、引き続き再任をお願いしたいということでございます。

続きまして、87ページ、議案第24号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

氏は東芝 學、生年月日は昭和17年6月18日生まれです。住所は紀美野町小畑140番地4でございます。

提案理由につきましては、平成28年6月30日をもって任期が満了いたしますので、再度の推薦をいたしたいということでございますので、どうか御審議の上、御同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前11時38分)

---

再 開

○議長 (小椋孝一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時39分)

○議長 (小椋孝一君) 休憩します。

休 憩

(午前11時40分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 0 2 分）

◎日程第 2 8 議案第 2 5 平成 2 7 年度紀美野町一般会計補正予算（第 4 号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第 2 8、議案第 2 5 号、平成 2 7 年度紀美野町一般会計補正予算（第 4 号）について、議題とします。

説明を願います。総務課長、牛居君。

（総務課長 牛居秀行君 登壇）

○総務課長（牛居秀行君） 議案書の 8 9 ページをお開きください。

議案第 2 5 号、平成 2 7 年度紀美野町一般会計補正予算（第 4 号）。

平成 2 7 年度紀美野町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 9 7 7 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 7 億 7, 3 1 9 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条、地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条、債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条、地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

平成 2 8 年 3 月 1 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

9 5 ページをお開きください。

歳入でございます。

1 款町税、2 項 1 目固定資産税で 1, 2 5 0 万円の増額補正でございます。現年課税分の補正でございます。

次に、1 款町税、4 項 1 目市町村たばこ税で 6 0 0 万円の増額補正でございます。こ

れにつきましては、実績による推計値の増額によるものでございます。

次に、12款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金で59万2,000円の減額補正でございます。農業生活基盤保全管理等推進整備事業分担金の減額補正でございます。

次に、14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金で1,484万6,000円の増額補正でございます。この増額につきましては、障害者福祉負担金と国民健康保険基盤安定負担金の額の確定に伴います増額補正でございます。

次に、14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金で544万円の増額補正でございます。総務費補助金の増額でございます。内訳につきましては、個人番号カード交付事務費補助金で167万3,000円、選挙人名簿システム改修費補助金で6万4,000円、情報セキュリティ強化対策補助金で370万3,000円それぞれ増額となっております。

次に、2目民生費国庫補助金で6,024万円の増額補正でございます。内訳といたしまして、社会福祉費補助金で5,855万5,000円の増額、次のページをごらんください。96ページです。3節児童福祉費補助金で168万5,000円の増額となっております。詳細につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

次に、3目衛生費国庫補助金で267万1,000円の減額補正でございます。

次に、4目農林水産業費国庫補助金で651万5,000円の減額となっております。

次に、5目土木費国庫補助金で965万2,000円の減額補正でございます。これにつきましては、住宅の長寿命化に係る社会資本整備交付金の減額による補正でございます。

次に、6目教育費国庫補助金で613万4,000円の増額補正でございます。学校施設環境改善交付金の補正でございます。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金で997万1,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、2節障害者福祉費負担金で373万7,000円の増額、3節国民健康保険基盤安定負担金で743万4,000円の増額、4節老人福祉費負担金で120万円の減額補正となっております。

次に、3目農林水産業費県負担金で120万円の減額補正でございます。

次に、3目農林水産業費県負担金で207万2,000円の減額補正でございます。地籍調査事業負担金の確定に伴います減額補正となっております。

次に、15款県支出金、2項2目民生費県補助金で97万円の減額補正でございます。これにつきましては、1節社会福祉費補助金で39万1,000円の増額、ひとり親家庭医療費補助金の増額となっております。それと4節児童福祉費補助金で136万1,000円の減額となっております。

次のページ、97ページをお願いいたします。

3目衛生費県補助金で262万9,000円の減額補正でございます。合併浄化槽の設置補助金の減額でございます。

次に、4目農林水産業費県補助金で1,802万円の減額補正でございます。これにつきましては、中山間地域直接支払交付金の減額によるものでございます。

次に、6目教育費県補助金で115万3,000円の減額補正でございます。これにつきましては、国体の精算に伴います補助金の減額となっております。

次に、17款寄附金、1項2目ふるさとまちづくり応援寄附金で38万円の増額補正となっております。

次に、18款繰入金、1項2目地上デジタル放送中継施設基金繰入金で45万円の増額補正でございます。設備修繕の財源とするものでございます。

次に、3目河川浄化推進事業基金繰入金で258万8,000円の減額補正でございます。

次に、20款諸収入、4項1目雑入で100万円の増額補正でございます。これにつきましては、所有権移転登記等請求事件の和解に伴います供託金が返ってきたことにより増額補正となっております。

次に、98ページをごらんください。

20款5項1目民生費受託事業収入で195万3,000円の増額補正でございます。広域入所受託料の増額による補正でございます。

次に、21款町債、1項1目総務債で350万円の増額補正でございます。これにつきましては、合併特例債の増額で情報セキュリティー強化対策委託料の財源とするものでございます。

次に、3目衛生債で250万円の増額補正でございます。これにつきましても合併特例債の増額で紀の海広域施設組合負担金の財源とするものでございます。

次に、4目農林水産業債で510万円の減額補正でございます。これにつきましては、農業体質強化基盤整備事業費の減額に伴うものでございます。

次に、8目教育債で3,680万円の増額補正でございます。野上小学校の空調整備事業費の財源とするものでございます。

次に、歳出でございます。99ページをごらんください。

1款議会費、1項1目議会費で15万1,000円の増額補正でございます。期末手当の補正でございます。

次に、2款総務費、1項1目一般管理費で1,704万円の減額補正でございます。内訳につきましては、2節給料で600万円の減額、3節職員手当等で337万円の減額、4節共済費で200万円の減額、13節委託料で129万6,000円の増額となっております。

次に、5目企画費で169万3,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、3節職員手当等で124万3,000円の増額、時間外手当の増額によるものでございます。11節需用費で45万円の増額、これは地デジ設備の修繕料でございます。

次に、6目電子計算費で740万7,000円の増額補正でございます。これにつきましては、情報セキュリティー強化対策委託料でございます。

次に、7目支所及び出張所費で23万2,000円の増額補正でございます。これにつきましては志賀野と小川支所の屋根の修繕料でございます。

次に、10目交通安全対策費で7万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、交通指導員1名の夏、冬の制服を購入するための補正でございます。

次のページ、100ページをごらんください。

2款総務費、2項1目税務総務費で70万円の減額補正でございます。これにつきましては人件費の減額によるものでございます。

次に、2款3項1目戸籍住民基本台帳費で191万5,000円の増額補正でございます。内訳といたしましては、3節職員手当等で40万円の増額、7節賃金で5万8,000円の増額、13節委託料で21万6,000円の減額、19節負担金補助及び交付金で167万3,000円の増額となっております。

次に、2款総務費、4項1目選挙管理委員会費で13万円の増額補正でございます。これにつきましては、18歳選挙権に伴います選挙人名簿システムの改修委託料でございます。

次に、4目農業委員会委員選挙費で323万3,000円の減額補正でございます。

この減額補正につきましては、農業委員会委員選挙がなかったことによる減額補正でございます。

次のページをごらんください。101ページ中段より少し下でございます。

2款総務費、5項1目指定統計費で38万4,000円の増額補正でございます。内訳につきましては、1節報酬で6万9,000円の減額、3節職員手当等で38万4,000円の増額、8節報償費で6万9,000円の増額となっております。

次に、3款民生費、1項4目障害者福祉費で1,505万円の増額補正でございます。内訳といたしましては、12節役務費で10万2,000円の増額、20節扶助費で1,494万8,000円の増額となっております。詳細につきましては、説明欄の記載のとおりであります。

次のページをごらんください。102ページでございます。

8目ひとり親家庭医療費で145万7,000円の増額でございます。これにつきましては、審査支払手数料と医療費扶助の増額推計によるものでございます。

次に、11目国民健康保険事業費で1,692万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては国民健康保険基盤安定負担金の額の確定に伴います国保会計への繰出金の増額が主なものとなっております。

次に、12目介護保険事業費で29万3,000円の減額補正でございます。介護保険事業特別会計への繰出金の減額補正となっております。

次に、13目後期高齢者医療費で2,760万8,000円の減額補正でございます。繰出金の減額補正でございます。

次に、14目臨時福祉給付金給付事業費で5,855万5,000円の増額補正でございます。内訳につきましては、3節職員手当で50万円、7節賃金で114万3,000円、11節需用費で40万円、12節役務費で47万2,000円、13節委託料で54万円、20節扶助費で5,550万円それぞれ増額計上となっております。

次のページをごらんください。

3款民生費、2項1目児童福祉総務費で120万6,000円の増額補正でございます。内訳といたしまして、13節委託料で104万8,000円の増額、23節償還金利子及び割引料で15万8,000円の増額、これにつきましては保育緊急確保補助金の過年度返還金でございます。

次に、4目保育所費では財源内訳の変更となっております。これにつきましては、児

童福祉受託事業収入として保育所の広域入所受託料が歳入で195万3,000円あったことによるものでございます。

次に、4款民生費、1項1目保健衛生総務費で1,131万1,000円の増額補正でございます。これにつきましては、厚生病院の看護学校の生徒1人当たりの交付税が増額されたことによるものでございます。

次に、4目環境衛生費で220万円の減額補正でございます。野上簡易水道事業特別会計繰出金の減額でございます。

次に、7目診療諸費で415万1,000円の減額補正でございます。国保診療所事業特別会計への繰出金の減額でございます。これにつきましては、国の調整交付金の増額により一般会計からの繰出金が減額となったものでございます。

次に、4款衛生費、2項1目清掃総務費で667万9,000円の増額補正でございます。これにつきましては、紀の海広域施設組合負担金の増額による増額補正でございます。

次に、3目し尿処理費で788万8,000円の減額補正でございます。合併処理浄化槽設置補助金の減額でございます。

次のページ、104ページをごらんください。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費で2,400万4,000円の減額補正でございます。これにつきましては、中山間地域直接支払交付金の減額に伴う補正でございます。

次に、6目地籍調査事業費で318万4,000円の減額補正でございます。内訳といたしましては、1節報酬で23万6,000円の減額、7節賃金で4万4,000円の減額、11節需用費で6万9,000円の減額、12節役務費で6万5,000円の減額、13節委託料で277万円の減額となっております。

次に、7目農業体質強化基盤整備推進事業費で1,185万6,000円の減額補正でございます。13節委託料と15節工事請負費の減額となっております。

次に、7款土木費、2項1目道路橋りょう維持費で140万円の増額補正でございます。これにつきましては、道路維持費の増額推計によるものでございます。

次のページをごらんください。

7款土木費、3項1目住宅管理費で993万1,000円の減額補正でございます。内訳といたしまして、2節給料で98万円の増額、3節職員手当等で36万2,000

円の増額、4節共済費で22万1,000円の増額、11節需用費で37万3,000円の増額、13節委託料で108万9,000円の減額、15節工事請負費で1,077万8,000円の減額となっております。

次に、8款消防費、1項1目常備消防費で200万円の増額補正でございます。3節職員手当、4節共済費の増額となっております。

次に、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費で4,496万7,000円の増額補正でございます。これにつきましては、野上小学校の空調設備設置工事に伴う増額補正でございます。

次のページをごらんください。

9款教育費、4項3目公民館費で80万円の増額補正でございます。これにつきましては、中央公民館の自動ドアの修繕料でございます。

次に、8目セミナーハウス管理運営費で49万8,000円の増額補正でございます。これにつきましては、オフィス電話の修繕料でございます。

次に、9款教育費、5項1目保健体育総務費で75万5,000円の増額補正でございます。人件費の補正となっております。

3目国体推進費で1,005万2,000円の減額補正でございます。これにつきましては、国体終了に伴う精算による減額補正となっております。

次のページ中段をごらんください。

11款公債費、1項1目元金で48万4,000円の増額補正でございます。

次に、2目利子で500万円の減額補正でございます。利率の変更による減額補正となっております。

次に、12款諸支出金、1項1目財政調整基金費で5,549万円の増額補正でございます。

次に、10目ふるさとまちづくり応援基金費で38万円の増額補正でございます。

議案書の93ページにお戻りください。

第2表繰越明許費でございます。

全部で6事業でございます。繰り越す事業費の総額につきましては1億3,563万円となっております。事業名につきましては、表記載のとおりでございます。

次のページ、94ページをごらんください。

第3表債務負担行為補正でございます。

事項といたしましては、報酬等支払請求事件裁判弁護士委託料でございます。期間といたしましては、平成27年度から結審の年度までとし、限度額につきましては、弁護士業務委託料に伴う実費及び成功報酬を加えた額の範囲内としております。

次に、第4表地方債補正でございます。

一般単独債では、限度額を3,770万円増額の5億9,960万円に変更するものでございます。

なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上、簡単でございますが、議案第25号、平成27年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）の説明といたします。

（総務課長 牛居秀行君 降壇）

◎日程第29 議案第26号 平成27年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

◎日程第30 議案第27号 平成27年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算に（第2号）について

◎日程第31 議案第28号 平成27年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第29、議案第26号、平成27年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第30、議案第27号、平成27年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について及び日程第31、議案第28号、平成27年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について一括議題とします。

説明を願います。住民課長、増谷君。

（住民課長 増谷守哉君 登壇）

○住民課長（増谷守哉君） それでは、議案書の109ページをごらんいただきましたと思います。

平成27年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成27年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,380万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,534万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、補正説明につきまして事項別明細書にて御説明申し上げます。

114ページをお願いします。

歳入でございます。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税で1,841万9,000円の減額の補正でございます。この内訳につきましては、右側説明欄にあるとおりでございます。

続きまして、2目退職被保険者国民健康保険税で158万1,000円の減額補正でございます。これにつきましても内訳は右側説明欄にあるとおりでございますので、ごらんいただきたいと思えます。

この減額補正の原因につきましては、いずれも被保険者の減少が主な原因となっております。

続きまして、3款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金で1,440万9,000円の減額補正でございます。これにつきましては、推計減額によるものでございます。

次、2目高額医療費共同事業負担金で14万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、高額医療費共同事業拠出金の額の確定に伴うものでございます。

次、3款2項1目財政調整交付金で679万1,000円の増額補正でございます。これにつきましては、特別調整交付金において野上厚生総合病院で保険事業分7万8,000円の減額、それから診療所の運営費分で686万9,000円の増額によるものでございます。

次、6目災害臨時特例補助金で9万円の増額でございます。これにつきましては東日本大震災に伴う特例措置による医療保険者の増額負担分を国から補助されるもので、紀美野町へは1名の方が避難されていることに伴うものでございます。

次のページ、115ページをごらんいただきたいと思えます。

6款県支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金で14万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、高額医療費共同事業拠出金の決定によるものでご

ございます。

次、7款共同事業交付金、1項1目共同事業交付金で348万9,000円の減額でございます。これにつきましては、国保連合会からの保険財政共同安定化事業交付金の本年度のレセプト実績によります減額推計でございます。

次、10款繰入金、1項1目一般会計繰入金で1,692万4,000円の増額でございます。これにつきましては、一般会計繰入金が281万7,000円の減額、また保険基盤安定繰入金が1,974万2,000円の増額によるものでございます。保険基盤安定繰入金につきましては、保険者支援分の増額が主な原因となっております。

続きまして、次のページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございます。

2款保険給付費、3款後期高齢者支援金等、6款介護納付金のそれぞれの目につきましては、先ほど御説明申し上げました歳入への補正に伴い財源内訳を国県支出金から一般財源へ財源更正したことで補正となっております。

金額の説明につきましては、省略をさせていただきます。

次のページをごらんください。

7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費拠出金57万9,000円の増額でございます。国保連合会からの平成27年度の額の決定に伴うものでございます。

次の1項3目保険財政共同安定化事業拠出金2,117万2,000円の減額でございます。これにつきましても国保連合会からの平成27年度決定通知によるものでございます。

次、9款諸支出金、2項1目繰出金679万1,000円の増額でございます。野上厚生総合病院の保険事業分で7万8,000円の減額、またへき地直診分として686万9,000円を国保診療所事業特別会計へ繰り出すものでございます。

以上、簡単でございますが、平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての説明とさせていただきます。

続きまして、119ページをごらんいただきたいと思います。

議案第27号、平成27年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ116万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,620万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算の補正」による。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、説明につきましては、事項別明細書にて御説明をさせていただきます。

124ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございます。

1款診療収入、1項1目外来収入で388万7,000円の減額補正でございます。これにつきましては、本年度年内の収入実績による減額推計によるものでございます。内容につきましては、1節の国民健康保険診療収入で54万2,000円、2節の社会保険診療収入で27万1,000円、3節後期高齢者医療保険診療収入で252万3,000円、4節の一般負担金で5万5,000円それぞれ減額となるものでございます。

次に、3款繰入金、1項1目一般会計繰入金で415万1,000円の減額補正でございます。これにつきましては、今回の補正による歳入歳出の調整の結果、減額補正となるものでございます。

2目国民健康保険事業特別会計繰入金で686万9,000円の増額補正でございます。これにつきましては、国吉・長谷毛原診療所の収支額のマイナス分の一部を国から調整交付金にて補填していただくものでございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費で116万9,000円の減額補正でございます。この内訳につきましては、2節の一般職員の給料で1万1,000円の増額、3節職員手当等で8万4,000円の増額、4節共済費で23万6,000円の増額となっております。これに加えて7節の賃金で150万円の減額となっております。この賃金の減額につきましては、臨時職員において入れかえがあったことから、勤務体制を変更したことが減額の要因となっております。

以上、簡単でございますが、平成27年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。

続きまして、127ページをごらんいただきたいと思います。

議案第28号、平成27年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ159万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,775万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、これにつきましても事項別明細書にて御説明を申し上げます。

132ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金で2,760万8,000円の減額でございます。この内訳につきましては、まず2節保険基盤安定繰入金で159万9,000円の減額でございます。これにつきましては、前年度の保険基盤安定負担金の精算に伴うものでございます。

次、3節療養給付費繰入金2,600万9,000円の減額でございます。これにつきましては前年度の療養給付費負担金の精算に伴うものでございます。

次、5款諸収入、2項1目雑入で2,600万9,000円の増額補正でございます。前年度の療養給付費負担金の精算に伴うものでございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で159万9,000円の減額補正でございます。これにつきましては、前年度の保険基盤安定負担金の精算に伴うものでございます。

以上、簡単でございますが、平成27年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

（住民課長 増谷守哉君 降壇）

◎日程第32 議案第29号 平成27年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算

(第4号)

○議長(小椋孝一君) 日程第32、議案第29号、平成27年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長(宮阪 学君) それでは、議案の135ページをお開きください。

議案第29号、平成27年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)。

平成27年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ234万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,930万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の廃止は、「第2表地方債補正」による。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

続いて、141ページをお開きください。

2歳出、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金389万8,000円の増でございます。内訳につきましては、交付割合が12月議会で補正いたしました9.03%から9.543%に確定したためでございます。

2目地域支援事業交付金マイナス58万7,000円、これにつきましては、職員の産休・育休による人件費の減額分でございます。

続きまして、4款支払基金交付金、2項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金65万8,000円の減額でございます。これにつきましても職員の人件費の減額分でございます。

5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金29万4,000円の減額でございます。これも同じく職員の人件費の減額分でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金29万3,000円の減でございます。これも同じく職員の人件費の減額分でございます。

9 款町債、1 項財政安定化基金貸付金、1 目財政安定化基金貸付金 4 4 1 万 4, 0 0 0 円の減でございます。これは交付割合が 9. 0 から 9. 5 4 3 % になったために借り入れが必要なくなったためでございます。

続きまして、1 4 3 ページをお開きください。

3 歳出、2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目、2 目、3 目、4 目、5 目、6 目につきましては、財政調整交付金の割合が上がったための財源更正でございます。

続きまして、2 項介護予防サービス等諸費、1 目、1 4 4 ページをお願いします。2 目、3 目、4 目、5 目、以上につきましても財政調整交付金の割合が上がったための財源変更でございます。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料、4 項高額介護サービス等諸費、1 目高額介護サービス費、次の 1 4 5 ページ、5 項、高額医療合算介護サービス等諸費、1 目高額医療合算介護サービス費、続きまして、6 項特定入所者介護サービス等諸費、1 目特定入所者介護サービス等諸費、以上の項目につきましても財政調整交付金の交付割合が上がったための財源変更でございます。

続きまして、1 項介護予防事業費、2 目一次予防事業費 2 3 4 万 8, 0 0 0 円の減額でございます。2 節給料で 1 5 1 万円、2 節職員手当で 2 7 万 8, 0 0 0 円、4 節共済費で 5 6 万円の減額でございます。

続きまして、1 3 8 ページをお開きください。

第 2 表地方債補正。財政安定化基金貸付金の廃止でございます。財政調整交付金の調整率の確定により借り入れが必要なくなったためでございます。

以上、簡単でございますが、説明いたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

◎日程第 3 3 議案第 3 0 号 平成 2 7 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) について

○議長 (小椋孝一君) 日程第 3 3、議案第 3 0 号、平成 2 7 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) について議題とします。

説明をお願いします。建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長 (井村本彦君) 1 4 7 ページをお願いします。

議案第 3 0 号、平成 2 7 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)。

平成27年度紀美野町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,766万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

151ページをお願いします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、3節、4節の職員手当と共済費につきましては、合計5万5,000円の増額をお願いするものでございます。11節需用費の電気料につきましては、使用単価が見込みより増額とならなかったため5万5,000円の減額をお願いするものでございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

（建設課長 井村本彦君 降壇）

◎日程第34 議案第31号 平成27年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

◎日程第35 議案第32号 平成27年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

◎日程第36 議案第33号 平成27年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第34、議案第31号、平成27年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第35、議案第32号、平成27年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について及び日程第36、議案第33号、平成27年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第3号）について一括議題とします。

説明をお願いします。水道課長、田中君。

（水道課長 田中克治君 登壇）

○水道課長（田中克治君） それでは、野上簡易水道事業、美里簡易水道事業会計並びに上水道事業会計補正予算について説明させていただきます。

議案書の153ページをお開きください。

議案第31号、平成27年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。  
平成27年度紀美野町の野上簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,013万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

補正内容について御説明いたします。158ページをお願いします。

歳入でございます。

3款繰入金、1目一般会計繰入金220万円の減額補正です。

補正後の歳入額合計は220万円減となり、6,013万7,000円です。

次に、159ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款衛生費、1目一般管理費、4節共済費の20万円減額補正です。11節需用費で光熱費300万円の減額補正です。電気使用料の値下げによるものです。また、修繕料で100万円の増額です。落雷被害による機器故障の費用です。計220万円の減額補正です。補正後の歳出額合計は220万円減となり、6,013万7,000円。

以上、簡単でございますが、野上簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の御説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の161ページをお願いします。

議案第32号、平成27年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。  
平成27年度紀美野町の美里簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ516万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億797万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出補正予算」による。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

補正内容について御説明いたします。166ページをお願いします。

歳入でございます。

1款使用料及び手数料、1目水道使用料64万6,000円の減額補正です。水道使用料の減によるものです。

4款雑収入、4目雑入451万7,000円の減額補正です。予定していた国道370号線道路改良工事釜滝工区が未施工となったため配管入れかえ補償費の減額です。

補正後の歳入金額は、1億792万7,000円になります。

次に、167ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款衛生費、1目一般管理費の給料、手当、共済費51万8,000円の減額です。

2目作業費の管移設工事減による464万5,000円の減額です。国道370号線改良工事釜滝工区の未施工及び大角工区の請負差額によるものです。

以上、簡単ですが、美里簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の御説明とさせていただきます。

続きまして、169ページをお開きください。

議案第33号、平成27年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第3号）。

総則。

第1条、平成27年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条、平成27年度紀美野町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業費用、支出1億1,030万4,000円、第1項営業費用9,851万6,000円を28万円増額補正し、9,879万6,000円、第2項営業外費用1,010万6,000円を36万円増額し1,046万6,000円、第3項予備費268万2,000円を減額64万円し204万2,000円。

（資本的支出の補正）

第3条、予算第4条本分括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2,867万7,000円」を「2,178万1,000円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「106万7,000円」を「55万6,000円」に、過年

度分損益勘定留保資金2,761万円を「2,122万5,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的支出2,867万7,000円を減額689万6,000円とし、2,178万1,000円、第1項建設改良費1,440万7,000円を減額689万6,000円、計751万1,000円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

1、職員給料費2,935万2,000円を8万円増額し2,943万2,000円。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

続きまして、171ページをお開きください。

平成27年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第3号)実施計画でございます。

収益的収入及び支出でございます。

1款水道事業費用、1項4目業務及び総係費、既決予定額2,208万3,000円を28万円増額し2,236万3,000円、人件費及び事務用消耗品でございます。

2項営業外費用、3目消費税及び地方消費税、既決予定額409万8,000円を36万円増額し、445万8,000円、消費税及び地方消費税の申告により不足した額の補正です。

第3項予備費、1目予備費268万2,000円を64万円減額し204万2,000円。

続きまして、172ページをお開きください。

資本的収入及び支出。

支出でございます。

1款1項建設改良費1,440万7,000円を689万6,000円減額し、751万1,000円とするものでございます。国道370号線改良工事に伴う配水管布設工事の請負差額による減額です。

続きまして、175ページをお願いします。

平成27年度紀美野町上水道事業補正予算(第3号)予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュ・フローでは、2,185万4,000円を予定支払額308万7,000円の増により計1,876万7,000円とするものでございます。主な

ものは、営業収入の減によるものです。

続きまして、投資活動によるキャッシュ・フロー1,440万7,000円を予定支払額689万6,000円の減額により計751万1,000円の支払いとなります。工事請負差額によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは変わりございません。

資金減少額は、予定額682万3,000円が支払予定額380万9,000円の減で、301万4,000円とするものでございます。

資金期首残高は、2億2,657万9,000円が747万9,000円の増となり、2億3,405万8,000円。

資金期末残高は、1,128万8,000円の計2億3,104万4,000円とするものでございます。

続きまして、176ページから177ページは、平成27年度紀美野町上水道事業補正予算（第3号）予定貸借対照表を載せてございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

（水道課長 田中克治君 降壇）

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後2時02分）

---

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時17分）

◎日程第37 議案第34号 平成28年度紀美野町一般会計予算について

○議長（小椋孝一君） 日程第37、議案第34号、平成28年度紀美野町一般会計予算について議題とします。

説明の際には、ページ数を言ってから説明を願いたいと思います。

それでは、歳入全般及び歳出第1款から第2款について説明を願います。

総務課長、牛居君。

（総務課長 牛居秀行君 登壇）

○総務課長（牛居秀行君） それでは、予算書の1ページをごらんください。

議案第34号、平成28年度紀美野町一般会計予算。

平成28年度紀美野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65億6,400万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は10億円と定める。

(歳入歳出予算の流用)

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

予算書の10ページをお開きください。

まず歳入でございますが、目を中心に説明を申し上げます。

なお、説明資料を添付してございますので御参照いただきたいと思います。

それでは、説明させていただきます。

1款町税、1項1目の個人では、前年度比較404万4,000円減額の2億8,622万8,000円の計上でございます。

2目の法人では、76万円増額の2,023万円の計上でございます。

次に、1款2項1目の固定資産税では、1,322万4,000円増額の4億129万7,000円の計上でございます。

2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金では、6万6,000円減額の255万5,000円の計上となっております。

次に、1款3項1目の軽自動車税では、348万6,000円増額の3,382万3,

000円の計上でございます。この増額につきましては、税制改正に伴います原動機自動車及び軽二輪車等の税額の増でございます。

次に、1款4項1目市町村たばこ税では、400万円の増額の2,400万円の計上でございます。この増額につきましては、コンビニの利用者の増に伴います増額と考えてございます。

11ページをごらんください。

1款5項1目の入湯税では、前年度と同額の30万円の計上です。

次に、2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税も前年度と同額の2,000万円でございます。

次に、2款2項1目自動車重量譲与税も前年度と同額の4,200万円の計上です。

次に、3款利子割交付金、1項1目利子割交付金も前年度と同額の300万円の計上となっております。

4款配当割交付金、1項1目配当割交付金も前年度と同額の200万円の計上です。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金、1項1目の株式等譲渡所得割交付金も前年度と同額の50万円の計上です。

12ページをお開きください。

6款地方消費税交付金、1項1目の地方消費税交付金も前年度と同額の1億3,000万円の計上でございます。

次に、7款1項1目のゴルフ場利用税交付金も前年度と同額の3,100万円の計上です。

次に、8款自動車取得税交付金、1項1目自動車取得税交付金も前年度と同額の800万円の計上です。

9款地方特例交付金、1項1目の地方特例交付金では、10万円増額の200万円となっております。

次に、10款地方交付税、1項1目地方交付税も前年度と変わらず35億5,000万円の計上です。

次のページ、13ページです。

11款交通安全対策特別交付金、1項1目の交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の80万円の計上でございます。

次に、12款分担金及び負担金、1項1目の農林水産業分担金では、64万8,000

0円増額の265万円の計上です。事業量の増に伴います受益者負担金の増額となっております。

次に、12款2項1目の総務費負担金では、12万円減額の3万円の計上です。

2目の民生費負担金では、28万9,000円減額の3,024万7,000円の計上となっております。

次に、13款使用料及び手数料、1項1目の総務使用料は、前年度より4万円減額の122万6,000円の計上です。

2目の民生使用料では、5万6,000円減額の313万4,000円の計上です。

14ページをごらんください。

3目の農林水産業使用料では、前年度と同額の114万円の計上です。

4目の土木使用料では、177万8,000円増額の3,720万2,000円の計上です。福井第3団地の住宅使用料の増額が主な増額要因でございます。

5目教育使用料では、9万円減額の311万9,000円の計上となっております。

次に、13款2項1目の総務手数料では、26万8,000円減額の534万5,000円の計上です。

15ページをごらんください。

2目の衛生手数料では、115万8,000円増額の1,605万3,000円の計上です。一般廃棄物収集手数料の増額が主な増額要因でございます。

3目の土木使用料では、前年度と同額の1,944万3,000円の計上です。

次に、4目の消防手数料も前年度と同額の1万円の計上となっております。

次に、14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金では、2,238万9,000円増額の1億8,782万3,000円の計上です。前年度と比較いたしまして、1節障害福祉費負担金の説明欄の上から2行目の障害者自立支援給付費負担金で1,040万円の増額、2節国民健康保険基盤安定負担金で605万円の増額、3節介護保険事業費負担金では、前年度当初予算に計上されておりましたので、そのまま235万6,000円の増額となっていることが主な増額要因でございます。

次に、2目衛生費国庫負担金では、前年度より1,000円減額の24万円の計上となっております。

次のページ、16ページをごらんください。

14款2項1目の総務費国庫補助金では、2,188万2,000円減額の594万3,

000円の計上です。主な減額要因といたしましては、1節総務費補助金の説明欄の一番下の欄の社会保障・税番号制度のシステム整備費補助金が前年度より1,405万9,000円減額計上となっていることと、前年度は市町村合併補助金が512万8,000円計上されておりましたが、前年度でこの補助金を使い切っておりますので、今年度の計上がなくなったことによるものでございます。

次に、2目の民生費国庫補助金では、1,329万円増額の4,425万5,000円の計上です。主な増額要因といたしましては、1節社会福祉費補助金の説明欄の一番上の欄の臨時福祉給付金給付事業費補助金が前年度より1,405万9,000円減額となったことと、一番下の欄の年金生活者支援臨時福祉給付金事業費補助金が今年度新規に2,550万円計上されたことによるものでございます。

次に、3目の衛生費国庫補助金では、14万8,000円減額の625万9,000円の計上です。

4目の農林水産業費国庫補助金では、712万5,000円増額の2,200万円の計上です。主な増額要因といたしましては、農業用水路等の改修事業費の増額によるものでございます。

5目の土木費国庫補助金では、3,325万7,000円減額の3,314万3,000円の計上です。主な減額要因といたしましては、平中通り2号線の事業費の減額によるものと町営住宅の長寿命化改修事業費の減額によるものでございます。

次に、6目の教育費国庫補助金では、1,311万9,000円減額の25万3,000円の計上でございます。主な減額要因といたしましては、前年度に小川小学校と下神野小学校の体育館のつり天井の落下防止対策事業がございましたが、それが完了したことによる交付金の減額によるものでございます。

次に、14款3項1目の総務費国庫委託金では、1,102万6,000円増額の1,120万円の計上です。主な増額要因といたしましては、参議院選挙の執行委託料1,100万円が計上されたことによるものでございます。

次に、2目の民生費国庫委託金では、14万6,000円増額の246万5,000円の計上です。

17ページをごらんください。

15款県支出金、1項1目の民生費県負担金では、1,476万6,000円増額の1億5,408万7,000円の計上です。主な増額要因といたしましては、2節障害者福

社費負担金の説明欄の上から2行目の障害者自立支援給付費負担金で前年度より520万円増加したことと、3節国民健康保険基盤安定負担金で前年度より565万円増額したこと、それから4節介護保険事業費負担金が前年度当初に計上されておりましたが、今年度予算において117万8,000円が計上されましたので、そのまま117万8,000円が多くなったことによるものでございます。

次に、2目の衛生費県負担金では、前年度と同額の12万円の計上となっております。

3目の農林水産費県負担金では、540万7,000円増額の5,418万7,000円の計上です。主な増額要因といたしましては、地籍調査事業費の増額によるものでございます。

次に、18ページをごらんください。

5款2項1目の総務費県補助金で302万8,000円増額の438万4,000円の計上です。

次に、2目の民生費県補助金では、118万6,000円減額の2,936万2,000円の計上でございます。

3目の衛生費県補助金では、17万1,000円増額の826万円の計上です。

19ページをごらんください。

4目の農林水産業費県補助金では、2,584万円減額の6,162万8,000円の計上です。主な減額要因といたしましては、1節農業費補助金で前年度はため池調査事業費補助金として697万7,000円の計上とアグリビジネス支援事業補助金として150万円の計上でしたが、今年度はそれがないことと、説明欄上から2行目の中山間地域直接支払交付金が前年度と比較して1,800万2,000円減額となったことによるものでございます。

次に、5目の商工費県補助金では、623万5,000円減額の1万5,000円の計上です。これにつきましては、観光看板設置補助金の計上がなくなったことが主な減額要因となっております。

次に、6目の土木費県補助金では、4万3,000円増額の4万3,000円でございます。

次に、7目消防費県補助金では、251万5,000円増額の251万5,000円の計上です。今年度より石油貯蔵施設立地対策等交付金250万円が新規に計上されたことが主な増額要因でございます。

次に、8目教育費県補助金では、1,486万6,000円減額の233万2,000円の計上です。主な減額要因といたしましては、前年度計上されておりました国体補助金がなくなったことによるものでございます。

次に、15款3項1目の総務費県委託金では、1,217万3,000円減額の1,312万5,000円の計上でございます。主な減額要因といたしましては、前年度は県会議員選挙の執行委託金及び国勢調査の委託金が計上されておりましたが、本年度は計上されておられませんので、そのことによるものでございます。

次に、20ページをごらんください。

2目の民生費県委託金で1万増額の1万円の計上でございます。

3目の農林水産業費県委託金では、前年度と同額の33万円の計上です。

4目の教育費県委託金では、8万1,000円減額の24万7,000円の計上です。

次に、16款財産収入、1項1目の財産貸付収入では、80万1,000円増額の1,296万2,000円の計上です。

2目の利子及び配当金では、62万3,000円減額の271万4,000円の計上です。

21ページをごらんください。

16款2項1目の物品売払収入及び2目の不動産売払収入につきましては、前年度と同額の1,000円の計上としております。

次に、17款寄附金、1項1目の一般寄附金は、前年度と同額の1,000円の計上です。

2目のふるさとまちづくり応援基金も前年度と同額の10万円の計上しております。

次に、18款繰入金、1項1目の財政調整基金繰入金では、486万9,000円減額の3億6,975万6,000円の計上です。

2目の地上デジタル放送中継施設基金繰入金では、279万5,000円減額の400万6,000円の計上です。主な減額要因といたしましては、改修工事の減額によるものでございます。

次に、3目の河川浄化推進事業基金繰入金では、9万円増額の626万円の計上です。

次に、19款繰越金、1項1目繰越金は、前年度と同額の500万円の計上となっております。

次のページ、22ページをお開きください。

20款諸収入、1項1目の延滞金では、前年度と同額の1万円の計上です。

次に、20款2項1目の町預金利子は、前年度と同額の20万円の計上です。

20款3項1目の貸付金元金収入は、4,000円減額の9,000円の計上となっております。

20款4項1目の雑入では、80万9,000円減額の4,603万2,000円の計上でございます。

23ページの下のほうをごらんください。

21款町債、1項1目の総務債では、4億2,280万円減額の7,130万円の計上です。主な減額要因といたしましては、前年度と比べまして光ブロードバンド整備事業及び本庁舎トイレの改修事業の計上がなくなったことと合併振興基金の積立金がなくなったことによるものでございます。

次に、2目の民生債では、430万円増額の2,050万円の計上です。主な増額要因といたしましては、子ども医療費助成を18歳まで引き上げることによるものでございます。

次に、3目の衛生債では、1億5,350万円減額の2,690万円の計上です。主な減額要因といたしましては、紀の海広域施設組合への負担金の減額によるものでございます。

次のページをお願いいたします。24ページでございます。

4目の農林水産業債では、3,380万円増額の8,520万円の計上です。主な増額要因といたしましては、山畑農免道路の整備事業費の増額によるものでございます。

5目の商工債では、1,190万円増額の1,840万円の計上です。主な増額要因といたしましては、山の家おいしの改修工事費が今年度計上されたことによるものでございます。

次に、6目の土木債では、1億6,660万円増額の2億6,360万円の計上です。主な増額要因といたしましては、平中田ウリ2号線の事業費の増額によるものと、中津川、柴目川、中谷川の災害防止事業費の増額によるものでございます。

次に、7目の消防債では、3,490万円増額の7,890万円の計上です。主な増額要因といたしましては、高規格救急自動車購入によるものでございます。

8目の教育債では、3,630万円減額の1,960万円の計上です。主な減額要因といたしましては、国体推進事業及び小川小学校と下神野小学校の体育館のつり天井の落

下防止事業の完了に伴う事業費の減額によるものでございます。

次に、9目の臨時財政対策債では、2,000万円減額の2億1,000万円の計上となっております。

以上、まことに簡単でございますが、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の1、2款で総務課関係予算の説明に移らせていただきます。

予算書の25ページをごらんください。

1款議会費、1項1目の議会費で1,101万3,000円減額の8,096万3,000円の計上となっております。主な減額要因といたしましては、4節共済費で説明欄の一番上の欄の議員共済負担金が前年度より1,055万5,000円減額計上となったことによるものでございます。

26ページをごらんください。

2款総務費、1項1目の一般管理費では、1,102万4,000円減額の3億2,638万3,000円の計上です。この予算につきましては、人件費と庁舎の維持管理費用が主なものとなっております。

29ページの下欄をごらんください。

2目の文書広報費では、353万8,000円減額の265万3,000円の計上となっております。主な減額要因といたしましては、前年度におきましては、13節委託料で町勢要覧作成委託料として362万4,000円が計上されておりましたが、今年度はその計上がないことによるものでございます。

続きまして、30ページの最下段をごらんください。

5目の企画費では、1億8,745万6,000円減額の9,612万4,000円の計上となっております。主な減額要因といたしましては、32ページの19節負担金、補助及び交付金で前年度は光通信網整備事業補助金として2億円を計上しておりましたが、今年度はその計上がなくなったことによるものでございます。

次に、32ページの中ほどより少し下でございます。

6目の電子計算費で2,440万6,000円減額の1億767万2,000円の計上でございます。主な減額要因といたしましては、33ページの13節委託料で前年度と比較いたしまして8,339万6,000円の減額計上となったことと、今年度新たに18節備品購入費で5,609万9,000円の増額計上となったことによるものでございます。

次に、33ページ下段でございます。

7目の支所及び出張所費では、139万4,000円減額の2,555万6,000円の計上となっております。

次に、35ページをごらんください。

8目の公平委員会費で2万3,000円減額の12万1,000円の計上です。

次に、9目の自治振興費では、2,950万5,000円減額の5,169万7,000円の計上でございます。主な減額要因といたしましては、前年度では長谷集会所の新築及び長谷毛原集落センター改修事業に関する委託料と工事費が計上されておりましたが、前年度で事業が完成したため、今年度におきましてはその経費が計上されていないことによるものでございます。

次に、36ページをごらんください。

10目の交通安全対策費では、294万9,000円増額の641万6,000円の計上となっております。主な増額要因といたしましては、15節工事請負費で前年度と比較いたしまして200万円の増額計上となったことと、及び37ページの19節負担金、補助及び交付金で前年度より100万1,000円の増額計上となったことによるものでございます。

次に、11目の諸費では、1万4,000円減額の100万8,000円の計上です。

12目の防災諸費では、692万4,000円減額の3,357万3,000円の計上となっております。主な減額要因といたしましては、人件費の減額によるものでございます。

次に、42ページをごらんください。

2款総務費、4項選挙費、1目の選挙管理委員会費では、1,000円増額の28万7,000円の計上となっております。

2目の参議院議員通常選挙費では、1,100万円の計上をさせていただいております。

43ページをごらんください。

和歌山県議会議員選挙費及び町議会議員一般選挙費並びに農業委員会委員選挙費がそれぞれ廃目整理となっております。

次に、44ページ中ほどをごらんください。

2款総務費、6項1目の監査委員費では、1,000円減額の29万円の計上となっ

ております。

以上、1、2款の中での総務課関係の予算の説明とさせていただきます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇)

○企画管財課長 (中谷嘉夫君) それでは、第2款総務費のうち企画管財課に係る主な予算について御説明をさせていただきます。

予算書の27ページをお願いいたします。

第2款第1項第1目一般管理費です。ここでは企画管財課の庶務に係る経費と本庁舎の施設維持管理に必要な経費を計上しています。

まず、ページの下の11節需用費に、消耗品費563万1,000円の中には企画管財課が購入するコピー用紙等一般事務用品費の280万円が含まれております。その下、燃料費189万4,000円の中には本庁舎の暖房用のA重油130万2,000円が含まれております。その下、印刷製本費349万6,000円の中には業務に使用する封筒等の印刷費、コピー用紙等312万円が含まれてございます。次に、電気料720万円につきましては、本庁舎で使用するものでございます。12節役務費、電話料金138万円につきましては、本庁舎で使用する電話料金でございます。

次に、28ページをお願いします。

次に、13節委託料、ここには役場本庁舎の設備機器等の維持管理の各種委託料を計上しています。29ページの上、本庁舎空調設備改修工事設計業務委託料1,000万円、これにつきましては、本庁舎築34年が経過し、空調設備の修理対応が困難な状況となるため改修工事の設計委託料です。

次に、14節の使用料及び賃借料のうち借地料432万1,000円につきましては、ここ役場本庁舎と中央公民館の敷地と駐車場の敷地料でございます。

次に、15節工事請負費の本庁舎駐車場整備工事費1,665万5,000円につきましては、役場本庁舎周り駐車場の舗装及びフェンスの修繕、白線の引き直しとともに譲り合い駐車場の区画を整備するために計上しております。また、議場照明改修工事311万5,000円につきましては、LEDの照明の器具の取りかえを計上しております。

30ページをお願いします。

財産管理費でございます。ここでは町が所有する建物財産の維持管理運営に伴う経費

でございます。本年度は1,385万4,000円、前年度比843万5,000円の減額となっております。これにつきましては、主なものは、昨年、旧水道施設の解体に伴う設計監理委託料と解体工事を行うための費用を計上していたためでございます。

12節役務費のうち自動車損害保険料342万5,000円については、町の所有する公用車138台に係る損害保険料でございます。その下、火災保険料の535万7,000円につきましては、役場庁舎、集会所、学校、消防署など町が所有する176施設の284物件が保険対象となっております。

14節の使用料及び賃借料のうち、固定資産管理のシステム使用料64万円を計上しております。また、128万9,000円につきましては、旧国吉小学校運動場及び農構センターと12施設の借地料でございます。

15節工事請負費、かじか荘改修工事費226万円を計上しております。

次に、5目企画費でございます。本年度は9,612万4,000円、前年度比1億8,745万6,000円の減額となっております。これにつきましては、昨年、光通信網の整備事業を補助金として2億円計上したためが主な原因となっております。

続いて、31ページをお願いします。

13節委託料の施設管理委託料の1,131万5,000円、これはかじか荘の指定管理委託料でございます。前年と同額となっております。次に、長期総合計画策定業務委託料7,000万円、公共施設等総合管理計画策定業務委託料300万円を計上しております。

次に、32ページをお願いします。

18節備品購入費、公用車1台173万6,000円を計上しております。

19節負担金、補助及び交付金のうち、定住促進補助金1,350万円を計上しております。これについては、26年度3月補正で若者定住補助金1,300万円を計上していましたが、平成28年度から対象年齢を40歳未満から50歳未満に引き上げて定住促進補助金として計上しております。

22節補償、補填及び賠償金の1,000万円につきましては、紀美野町土地開発公社での土地売却に伴う損失補填のお金でございます。3区画売却する予定としております。

続きまして、37ページをお願いいたします。

11目諸費です。12節役務費で賠償保険料84万1,000円となっております。こ

の保険料は、町の所有、使用、管理する施設の瑕疵または業務遂行上損害賠償責任を負う場合の保険で、市町村会の総合賠償保険の3・7型で、身体・財物賠償責任保険、予防接種保険、個人情報漏えい保険、災害補償保険、公金総合保険が対象となっております。

次に、43ページをお願いいたします。

5項統計調査費の1目指定統計費でございます。これにつきましては、統計表に基づいて本年度実施する教育統計調査、経済センサス活動調査の2件の統計調査に要する人件費等が入っております。本年度は64万9,000円、前年度比616万5,000円の減となっております。これにつきましては、調査に伴う非常勤職員等の報酬費の減額によるものが主な原因となっております。

以上、1款、2款の中の企画管財課の関係予算についての説明とさせていただきます。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長 (西岡秀育君) 予算書39ページをごらんください。

税務課からは、2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費と2目賦課徴収費について御説明を申し上げます。

1目税務総務費は、5,715万8,000円で昨年に比べまして2,539万2,000円の減額でございます。主な内訳ですが、給料、職員手当等共済費が2,548万円、3名分の減額でございます。

19節負担金、補助及び交付金は、和歌山税回収機構の負担金のうち26年度徴収実績は、32万5,000円の増額と処理件数割2件の減額で12万円の減額でございます。

続きまして、40ページをごらんください。

2目賦課徴収費3,053万3,000円につきましては、昨年度に比較いたしまして641万1,000円の増額でございます。主な要因ですが、平成8年度、8節報奨費が28年度より納税全納報奨金の廃止により560万円の減額でございます。

13節委託料の電算処理委託料につきましては、住民税処理委託料の14万5,000円の減額、住民税ELタックスシステム公開対応分の公開が必要がなかったため48万6,000円の減額でございます。また、平成30年度評価替における29年1月実

施の標準宅地鑑定業務委託料396万9,000円の増額と、同じく平成30年度評価替のための路線評価委託料871万5,000円の増額となっております。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長 (増谷守哉君) それでは、1款、2款について住民課関連の予算について御説明させていただきます。

予算書の36ページ中ほどをお願いします。

2款総務費、1項9目自治振興費、19節の負担金、補助及び交付金のうち一番上の地域開発補助金でございます。前年度より47万円減額した56万円を計上してございます。この減額の理由につきましては、ことし3月1日より、本日でございますけれども、紀の海クリーンセンターが稼働してございますが、これによりごみの収集運搬体制が大きく変わり、従来、リサイクルごみの仮置き場としていた美里区域塵芥処理場を使用しなくなることから、関連する樋下地区、三尾川、これは小西浦地区の補助金が合わせまして47万円なくなったためでございます。

次、予算書の41ページをお願いします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。戸籍住民基本台帳に関する予算でございまして、職員3名の人件費と事務に伴う需用費及び基本ネットワークシステム等の保守点検等の委託料、システムソフト等の使用料及び関連団体への負担金が主なものでございます。本年度2,454万3,000円、前年度比較284万3,000円の減額となっております。

この主な要因といたしましては、19節負担金、補助及び交付金のうち、通知カード、個人番号カード関連事務委託が前年度より250万7,000円減額されているためでございます。

以上、簡単でございますが、2款のうち住民課関連の予算の説明とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 次に、第3款から第4款について説明を願います。

保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長(宮阪 学君) それでは、44ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算8,308万6,000円でございます。この科目は、認知症や虐待対策できみのネットワーク委員会や民生児童委員協議会、社会福祉協議会への補助が主なもので、職員人件費では1名の増、また社会福祉協議会への補助が増額となっており、前年度より388万3,000円の増となっております。

続きまして、46ページをお開きください。

3款1項3目老人福祉費、本年度予算8,801万7,000円、この科目では、職員人件費2名分を介護特会一般管理費へ置きかえたため減額となっておりますが、緊急通報システムや高齢者住宅改修敬老会事業、やすらぎ園補助、老人保護措置費、老人クラブ補助、地域見守り支援事業が主なもので、老人保護措置費では、単価の上昇により増額、地域サロンを含めた地域見守り支援員の増員、活動用車両の整備、サロンで使用する介護予防運動器具の購入が増額となっておりますが、前年度比較では402万9,000円の減でございます。職員人件費を除き前年度より1,144万2,000円の増となっております。

主なものは、7節賃金、集落支援員で2名増員を図っております。

それから、11節需用費では、支援員の活動用消耗品、燃料費の増でございます。

続きまして、委託料では、敬老会演芸委託料が110万円の減でございます。

続いて、14節使用料及び賃借料では、支援員の活動車両の増、機器等の借り上げでパソコン外部記録機等が増の要因となっております。

それから、18節備品購入費で80万6,000円の増となっております。これは施設用備品で運動器具、介護予防器具を予定しております。事務用備品でパソコン、カメラでございます。

続いて、19節負担金、補助及び交付金では、108万円の増でございます。ただし、27年度はサロンは26年度補正によるもので同額というふうな形になってございます。

20節扶助費では334万8,000円、措置費の単価が上がったことによります。

続きまして、48ページをお開きください。

3款1項4目障害者福祉費2億5,422万5,000円、この科目では、障害児扶養手当、自立支援給付費や地域生活支援事業が主なもので、障害手帳の対象とならない方

に対しデジタルワイヤレス補聴支援システムを備品購入、また給付費では、利用者や利用頻度が多くなったために前年度より2,963万6,000円の増となっております。

主なものでは、20節の扶助費で自立支援医療費（更生医療）で増額、それから介護給付費・訓練等給付費で増額になってございます。

続きまして、50ページをお開きください。

3款1項9目総合福祉センター管理運営費1,666万2,000円、この科目では、施設の器具修繕やガス安全弁の交換修理、印刷用輪転機のリース料の増、また施設用清掃機では一括入札のために減額となっております。前年度より40万8,000円の増となっております。

続きまして、51ページ下段をお願いいたします。

3款1項10目長谷毛原健康センター管理運営費507万8,000円、この科目では、ボイラー用の重油の下落に伴う減額、プール用塩素ポンプの修繕交換が主な内容となっております。前年度より29万7,000円の減でございます。

続いて、52ページをお願いいたします。

3款1項12目介護保険事業費2億4,447万8,000円、この科目では、介護給付費の町負担分12.5%、包括2事業分19.5%、事務費分、低所得者軽減保険料分が主なもので、一般会計で一括計上していた町職員の人件費を特別会計の業務に応じ明確化を図るため計上した増額で、前年度より2,411万1,000円の増となっております。

続きまして、同じページの下段をお願いいたします。

3款1項14目臨時福祉給付金給付事業費3,754万5,000円、この科目では、消費税率引き上げ5%から8%による影響を緩和するため、簡素な給付措置として前回に引き続き低所得者に対し1人3,000円、また、27年度補正で支給されない障害遺族基礎年金受給者に対し1人3万円を給付するものです。

続いて、53ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費567万7,000円、この科目では、職員の人件費については若手職員のための減額であります。また、昨年に引き続き障害児療育等支援アドバイザー相談員による相談回数の増、それからショートステイ、心身障害児通園補助、町保育所保護者連合会の補助金が主なものです。人件費では、年齢の低い職員のための減で前年度より334万円の減となっております。

続いて、55ページをお開きください。

3款2項3目母子福祉費14万9,000円、この科目につきましては、母子寡婦福祉会への補助でございます。

続いて、同じページの3款2項4目保育所費2億601万5,000円、この科目では、各保育所の運営費でございますが、きみのこども園において、3歳未満児の入所等により、賄い材料費や調理器具の整備、防犯体制の強化を図る点から緊急通報装置の設置、また、9月から土曜保育が半日から1日保育とし、支援の充実を図り、前年度より969万4,000円の増となっております。

主なものでは、55ページの7節賃金で昨年度より474万円の増となっております。給食調理員の1名増、臨時雇用保育士の4名増を図っております。

それから、11節需用費では、253万9,000円の増となっております。修繕料、賄い材料費の増でございます。

続いて、56ページの工事請負費でございます。これにつきましては、108万1,000円、緊急通報装置の設置工事分を新規に見込んでございます。

続きまして、58ページをお開きください。

3款2項7目児童手当費8,785万円、この科目では、中学校卒業まで満15歳到達の3月までの児童に対し月額5,000円から1万5,000円が724人に支給されるもので、前年度に比べて児童数が25人の増を見込みましたが、金額の低い対象児のため、ほぼ変わりなく28万4,000円の減となっております。

続いて、子育て世帯臨時特例給付事業につきましては、廃目整理でございます。

同じく下段の3款3項1目災害救助費、この科目では、一部くみ取り料等の補助がございましたが、科目設定のみでございます。

続いて、59ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、この科目の保健福祉課分では、救急情報システム補助や休日在宅当番医負担金が主なもので昨年並みでございます。

続いて、60ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費2,198万7,000円、この科目では、各種予防接種委託料や助成金が主なもので、新しく1歳から中学生までのインフルエンザ予防接種助成が盛り込まれております。前年度より195万円の減となっておりますが、巡回健診が成人保健対策費に回ったことや、成人肺炎球菌等の予防接種が少なかったことにより減額でござ

ざいます。

主なもので61ページの13節委託料では、各種予防接種で312万4,000円の減となっております。27年度の予防接種者の予防接種を多く見込んだためでございます。

続いて、20節扶助費では、子どもインフルエンザで180万円の増を見込んでございます。

続きまして、61ページでございます。

4款1項3目母子衛生費1,158万6,000円、この科目では、乳幼児の健診、妊婦健診、発達相談、母子保健推進員活動費、不妊治療助成費が主なもので、不妊治療助成事業で県の特定不妊治療交付決定者に町より5万円、10万円を上乗せする事業を新しく盛り込んでございます。前年度より242万2,000円の増となっております。

続きまして、63ページをお願いいたします。

4款1項5目成人保健対策費3,738万9,000円、この科目では、各種がん検診や肝炎ウイルス検診、食生活推進員による事業が主なもので、検診対象者の増及び予防費より巡回検診分が含まれたことにより昨年度より141万1,000円の増となっております。

以上、保健福祉課より3款、4款の説明を終わります。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○保健福祉課長 (増谷守哉君) それでは、3款、4款について住民課関連の予算について御説明をさせていただきます。

予算書の44ページ、下段をごらんいただきたいと思います。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の中で住民課に関連する主な項目について御説明させていただきます。

次のページをお願いします。中ほどでございます。

19節負担金、補助及び交付金のうち、県人権擁護委員協議会、厚生保護協会及び紀西保護司会紀美野分会への補助金を計上してございます。前年度と同じ額となっております。

その下、2目国民年金事務費でございます。本予算は、国民年金の受付事務に関する

予算でございまして、1名の職員の人件費、それから事務用品、消耗品など等が主なものでございます。本年度734万4,000円、前年度に比較いたしまして4万8,000円の増額となっております。

次、予算書49ページ中ほど下をごらんいただきたいと思えます。

3款民生費、1項5目老人医療費でございまして。この予算は、67歳から70歳未満の所得制限等の条件を満たした方の医療費助成に関する予算でございまして、前年度より2万円の増額の本年度9万9,000円を計上してございます。

続きまして、次の6目重度心身障害者医療費でございまして。本予算は、ある一定以上の障害のある方に対します医療費助成に関する予算でございまして。本年度6,823万5,000円、前年度比較1,249万9,000円の減額となっております。

主な減額の要因といたしましては、20節前年度の扶養費、実績ある推計減額と、それから今回の条例の改正に伴う影響を見込んだものでございます。

次、50ページをお願いします。

7目子ども医療費でございまして。この予算は、児童に対します医療費助成に関する予算でございまして。本年度2,498万6,000円、前年度比較444万4,000円の増額でございまして。この増額の要因といたしましては、本年度より対象年齢を18歳まで引き上げることに伴い、13節の委託料において電算システム改修委託料64万8,000円、20節の扶助費で前年度より366万8,000円増の2,335万6,000円を計上しているためでございます。

その下の8目ひとり親家庭医療費につきましては、ひとり親家庭に対します医療費補助に関する予算でございまして、本年度999万4,000円、前年度比較100万7,000円の増額となっております。この主な増額の要因といたしましては、扶助費の推計増額によるもの、それから、また中に今回の条例の改正による影響も勘案したものととなっております。

次、52ページ中ほどをお願いします。

11目国民健康保険事業費でございまして。国保特別会計の繰出金の予算でございまして。本年度2億2,808万2,000円で前年度比較14万円の増額となっております。

次、13目後期高齢者医療費でございまして。後期高齢者医療広域連合会負担金と後期高齢者医療特別会計への繰出金でございまして。本年度予算2億4,982万6,000円、前年度比較967万1,000円の減額となっております。これにつきましては、2

8節の後期高齢者医療特別会計の繰出金の減額に伴うものでございます。

次、59ページをごらんいただきたいと思えます。

4款3項1目災害救助費でございます。19節負担金、補助及び交付金でし尿くみ取り等補助金5万円を計上させていただいております。これは洪水等で災害を受けられた方のトイレのくみ取り等について補助するもので10件分を見込んでございます。前年度と同じ額でございます。

続きまして、60ページをお願いします。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費でございます。この目の中で住民課に関連する予算について御説明をさせていただきます。

この目の中には、海南市と連携し協力しながら海南海草地域に応じた在宅医療の推進体制を構築するため在宅医療推進協議会の事業費を計上してございます。

8節報償費に講師等の謝礼金として5万円、在宅医療推進協議会委員9名、延べ18名分の委員報償費として10万8,000円を計上してございます。

11節需用費の中に消耗品費11万円、食糧費3,000円が含まれてございます。

在宅医療推進協議会予算については、以上でございます。

次、下段、19節負担金、補助及び交付金で海南海草職員衛生協会への負担金につきましては、前年度と同額となっております。野上厚生病院への交付金4億3,542万2,000円でございます。これは国から交付される厚生病院に対します交付税をそのまま野上厚生病院に支出するものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

3目母子衛生費でございます。住民課関連といたしましては、未熟児養育医療費扶助事業の予算といたしまして、ページ一番下の13節委託料のうち、審査支払委託料1,000円、次のページをお願いします。中ほどの20節扶助費、未熟児養育医療費扶助といたしまして前年度と同額の90万円を計上させていただいております。

その下、4目環境衛生費でございます。環境及び衛生に係る予算でございます。担当職員の人件費、五色台広域施設組合に係る負担金、そのほか水道特別会計への繰出金が主なものでございます。

本年度予算9,903万円、前年度比較243万3,000円の増額となっております。この増額の要因につきましては、19節負担金、補助及び交付金のうち、五色台広域施設組合運営負担金において前年度より353万円の減額、28節繰出金で水道特別

会計にて前年度より659万円の増額によるものでございます。

次、64ページをお願いします。

6目の公害対策費でございます。水質検査委託料と紀ノ川及び貴志川連絡協議会への負担金が主なものでございます。

その下、7目診療諸費でございます。診療所事業特別会計への繰出金の予算でございます。本年度予算2,793万2,000円でございます。全年度比較187万1,000円の増額となっております。

次のページをお願いします。

4款衛生費、2項1目清掃総務費でございます。海南海草環境衛生施設組合及び紀の海広域施設組合への負担金が主なものでございます。本年度予算1億7,196万8,000円、全年度に比較しまして1億4,884万1,000円の減額となっております。

主な減額要因といたしましては、19節負担金、補助及び交付金のうち、海南海草環境衛生施設組合の負担金で前年度に比べまして1,920万9,000円減額した7,150万7,000円となっているものでございます。これは前年度において当組合において地方の償還金が終了したものによるものでございます。また、紀の海広域施設組合負担金で前年度より1億2,957万1,000円減額の9,966万7,000円となっております。これにつきましては、平成27年度において清掃工場の建設工事が完了したことに伴うものでございます。

続きまして、2目塵芥処理費でございます。ごみ収集処理に関します予算でございます。人件費と塵芥処理場施設の維持管理に係る消耗品や各種委託料、工事請負費が主なものでございます。ことしの3月より紀の海クリーンセンターが本格操業を開始したことにより、町のごみの収集体系、予算が大きく変わっているところでございます。本年度7,396万7,000円、前年度比較3,966万8,000円の減額となっております。

主な原因要因につきましては、13節委託料において、本年度3月からのクリーンセンター操業開始に伴い、従来行っていた海南市への一般ごみ焼却委託、民間業者への資源ごみリサイクル処理委託及び粗大ごみ処理委託がなくなったことによるものでございます。

それでは、以上3款、4款内の住民課関係の説明とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 総務学事課長、前田君。

（総務学事課長 前田勇人君 登壇）

○総務学事課長（前田勇人君） それでは、3款で総務学事課関係予算を説明させていただきます。

54ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目青少年対策費でございます。これは町民一斉清掃、児童生徒の登下校の巡回パトロール、声かけ運動、春・秋のハイキング、夏の子どもを守る運動、社会を明るくする運動など、青少年の健全育成や非行防止活動が主なものであります。予算額は1,569万8,000円であり、主な内容は、職員1名の人件費及び夏まつり等の補助金でございます。夏まつり補助金660万円につきましては、まつり用ちょうちん、電気配線の経年劣化によります取りかえ費等を含む補助金額となっております。

1枚めくっていただきまして、次に57ページをお願いいたします。

5目児童館運営費でございます。この目は、町内4つの児童館の運営費で、2人の児童厚生員、4人の児童厚生指導員の報酬とこどもまつりが主なものでございます。料理教室、読者や遊びの広場等の移動児童館を含む子どものための事業費でございます。予算額は586万4,000円で、主なものは人件費となっております。

同じく下段の6目学童保育費で予算額は711万円でございます。内容としまして、野上学童、下神野学童保育所の運営費で指導員6名の賃金が主なものでございます。

以上が総務学事課関係の予算でございます。

（総務学事課長 前田勇人君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 建設課長、井村君。

（建設課長 井村本彦君 登壇）

○建設課長（井村本彦君） 67ページをお願いします。

4款衛生費、2項清掃費、3目し尿処理費でございます。説明資料の61ページもあわせてをお願いします。本年度予算1,880万6,000円の予算をお願いするものであります。

事業内容は、合併浄化槽普及のための補助金でございます。5人槽で30基、6から7人槽で18基、8から50人槽で2基、合計50基を見込んでおります。また、本年より単独浄化槽の撤去補助金を各槽につきまして1基ずつ見込んでおります。このこと

によりまして昨年より27万5,000円の増額となっております。

以上、簡単ですが、よろしくお願ひいたします。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 次に、第5款から第6款について説明を願ひます。

産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長 (大窪茂男君) それでは、5款、6款の産業課所管の予算について御説明をさせていただきます。

予算書67ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項1目農業委員会費でございます。本年度1,722万1,000円は、農業委員会及び農業者年金業務に係る経費でございます。職員給与、委員報酬、事務に係る必要経費が主なものでございます。選挙による委員1名の欠員による減額となっております。

68ページをお願いいたします。

2目農業総務費、本年度2,364万1,000円は、農業全般に係る経費でございます。内容は、職員給与、事務に係る必要経費と農業関係団体への負担金、補助金でございます。前年度比2,377万3,000円の減額となっておりますが、これにつきましては一般職員の退職者2名及び人件費によります減額でございます。

69ページから70ページをお願いいたします。

3目の農業振興費でございます。本年度8,377万3,000円は、農業の振興に関する全般に係る経費、また農業関係施設である産品加工所、高齢者創作館雨山の郷公園の管理運営に係る経費並びに農業経営支援事業、中山間地域直接支払交付金事業、農作物鳥獣害防止総合対策事業補助金に係る経費でございます。

主要な事業といたしまして、16節原材料費の鳥獣害防止総合対策事業用材料費910万円、19節負担金、補助及び交付金の町農業経営支援事業補助金800万円、中山間地域直接支払交付金事業3,130万1,000円、農作物鳥獣害防止総合対策事業補助金933万7,000円、青年就農給付金事業給付金1,425万円、多面的機能支払交付金業206万3,000円を計上してございます。

74ページをお願いいたします。

5款2項1目林業総務費でございます。本年度778万9,000円は、林業関係全

般に係る経費でございます。

内容については、職員給与、関係団体への負担金、補助金が主なものでございます。前年度比1,584万8,000円の減額となっておりますが、これにつきましては一般職員の人件費での減額でございます。

75ページをお願いいたします。

5款3項1目水産業振興費、本年度305万円は、貴志川漁協に関する経費でございます。アユの放流とアマゴの放流に伴う補助金で前年と同額となっております。

76から77ページをお願いいたします。

5款4項1目山村振興総務費、本年度予算額9,044万6,000円のうち、19節負担金、補助及び交付金の紀の国ふるさとづくり協議会1万円、農林商工まつり実行委員会130万円、きみの婚活支援事業補助金50万円、県山村振興対策協議会6万4,000円の各種団体への補助金が産業課の所管するものでございます。

78ページをお願いします。

6款商工費、1項1目商工振興費、本年度2,130万3,000円、紀美野町商工会、シルバー人材センターへの団体補助金が主な経費となっております。前年度比174万8,000円の減額となっておりますが、これにつきましては商工会補助金の減額が主なものでございます。

78ページから79ページをお願いします。

2目観光費、本年度2,676万4,000円でございます。観光施設の維持管理と観光推進等の事業に関する経費でございます。

主要なものとして、13節委託料で生石高原山の家指定管理委託料246万9,000円及び山の家おいし等整備工事設計管理委託料160万5,000円です。

15節工事請負費の1,636万6,000円は、山の家おいし等整備工事で屋根の吹きかえ、外部壁の塗装、内部トイレの改修費でございます。

18節備品購入費90万円につきましては、山の家おいしの食券販売機及び冷蔵庫の購入費でございます。

以上、産業課所管の予算説明とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長（井村本彦君）                      それでは、70ページから71ページをお願いします。

5款1項4目耕地総務費です。説明資料は64ページから65ページをお願いします。本年度予算1億259万4,000円の予算計上としております。前年度より1,881万5,000円の増額となっております。主には山畑農免の負担金等の増でございます。主なものは、2節、3節、4節で職員3人分の給料や手当でございます。

19節負担金、補助及び交付金では、主に県営農免道路の山畑2期地区の負担金として6,000万円でございます。本年度は3億6,000万円の工事費を計画していただいております。

28節繰出金1,865万3,000円ですが、農業集落排水特別会計への繰出金でございます。

続きまして、71ページ下段をお願いします。

5目農業用施設維持費です。説明資料は65ページをお願いします。本年度800万円を予算計上しております。前年度より200万円の増額となっております。

事業内容は、15節工事請負費で農道や用水路等の補修工事費として500万円をお願いするものであります。

16節原材料費として農道舗装の生コンクリートやU字溝、用水路用のパイプの支給費として予算300万円を計上しております。

続きまして、72ページをお願いします。

6目地籍調査事業費です。説明資料は65ページから67ページをお願いします。本年度予算1億399万8,000円の予算計上としております。前年度より449万2,000円の増額となっております。

事業実施地区につきましては、中の一部、菅沢、田の一部、谷の一部、滝ノ川の一部、毛原下の一部、明添の一部、松ヶ峯の一部、合計3.84キロ平方メートルでございます。

予算の内容ですが、1節で報酬といたしまして地籍調査推進員の200万円を計上しております。

2、3、4節で職員4名分の給料や諸手当を計上しております。

7節で臨時職員の賃金246万円を計上しております。

次に、73ページをお願いします。

13節委託料で6,696万円を計上しております。これにつきましては、事業実施

地区内を3班で行ううちの2班について外注発注する業務に係るものでございます。

14節使用料及び賃借料で地籍支援システム等の借り上げ等で277万円をお願いするものでございます。

19節負担金、補助及び交付金につきましては、各協会の会費8万3,000円を計上させていただいております。

22節調査に伴う損失補償費として1万円を計上させていただいております。

続きまして、73ページ下段から74ページをお願いします。

7目農業体質強化基盤整備促進事業費です。説明資料は67ページ下段をお願いします。本年度予算4,874万円を計上しております。前年度より1,291万8,000円の増額となります。

この事業につきましては、用水路等の老朽化により取水等が困難となっている施設の改修や整備を図るための事業でございます。

2節、3節、4節で職員1名分の給料や手当でございます。

13節委託料で福田湯水路、柿ノ戸水路、庄の本水路、樫河用水路の測量委託料として1,500万8,000円を計上しております。

15節工事請負費で福田湯水路、柿ノ戸水路、松瀬湯水路、庄の本水路、樫河用水路の整備工事費として2,501万円をお願いするものでございます。

次、75ページをお願いします。

5款2項2目林道維持費です。説明資料は68ページをお願いします。本年度予算676万5,000円の予算計上としております。前年度より60万6,000円の減額となっております。

事業内容の主なものは、7節賃金で切り取り法面等の崩土の取り除きや、側溝、畝の整備等に係る作業員の賃金266万2,000円と、13節の委託料で草刈り等について、旧野上管内の林道2路線で23万9,000円を計上しております。

次に、節の工事請負費で林道の維持補修工事に係る予算300万円と、16節の原材料費でアスファルト補修用のレミファルトや冬場の路面凍結防止の予算として25万円をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長 (小椋孝一君)

まちづくり課長、西岡君。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 登壇)

○まちづくり課長 (西岡靖倫君) それでは、5款のまちづくり課所管の予算について御説明させていただきます。

76ページから77ページをお願いします。

5款農林水産業費、4項1目山村振興総務費でございます。本年度予算額9,044万6,000円は、職員給与、紀美野町地域おこし協力隊員及び集落支援員全般に係る必要経費及びまちづくり関係団体への補助金が主なものでございます。前年度対比5,642万9,000円の増額になってはいますが、これにつきましては、一般職員の人件費4名と地域おこし協力隊の新規募集予定の隊員の活動費でございます。

説明資料は69ページ、70ページをよろしくをお願いします。

以上、まちづくり課所管の予算説明とさせていただきます。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 次に、第7款から第8款について説明をお願いします。

建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長 (井村本彦君) それでは、80から81ページをお願いします。説明資料は73ページをお願いいたします。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費でございます。本年度予算2,237万9,000円を予算計上させていただいております。前年度より247万1,000円の減額となっておりますが、これは人件費の減によるものでございます。

主な内容ですが、2節、3節、4節で職員3人分の給料や手当でございます。

13節委託料で土木積算システムの保守業務として99万8,000円の予算と14節に使用料及び賃借料で道路敷2路線分の借地料や土木積算システム借上料等で93万4,000円をお願いするものでございます。

19節各種協議会の分担金や負担金として76万7,000円をお願いするものであります。

続きまして、81ページ下段から82ページをお願いします。

7款2項1目道路橋りょう維持費です。説明資料は74ページをお願いします。本年度予算4,404万3,000円を予算計上しております。昨年より105万7,000円の減額となっております。

主なものは、7節賃金で町道の維持管理作業による崩土や土砂の取り除き等に係る作業員の賃金として266万2,000円をお願いするものであります。

82ページをお願いします。

13節委託料で131万7,000円の予算計上しております。町道の草刈り料や町道の維持工事に伴う測量委託費でございます。

14節使用料及び賃借料で維持管理作業に伴う小型機械借上として30万円をお願いしております。

次に、15節町道の補修及び舗装生活関連工事として3,000万円と、16節に維持補修に必要な生コンクリート、レミファルト、路面凍結防止材等の原材料として400万円を計上させていただいております。

続きまして、82ページ下段で2目道路橋りょう新設改良費です。説明資料は74ページから75ページをお願いします。本年度予算3億1,847万1,000円を予算計上しております。前年度より1億5,399万9,000円の増額となっております。

予算の内容ですが、2、3、4節で職員3名分の給料や諸手当を予算計上しております。

次に、83ページの13節委託料で3,772万円を計上しております。これにつきましては、平中通り2号線建物鑑定委託料及び町道3路線や7カ所のトンネル点検委託及び橋りょう修理に伴う2橋分の測量設計業務に係るものでございます。

15節工事請負費で2億361万円を計上しております。前年に比べて8,149万円の増額となっておりますが、主に河川改修工事等の進捗を早める及び町道境谷1号線と町道三ツ谷線の改良工事を実施するために増額をしたものでございます。

次に、84ページをお願いします。

17節の公有財産購入費で1,530万円を計上しております。主に平中通り2号線の県道側付近の用地買収を行うものでございます。

18節備品購入費で公用車1台の購入費として146万8,000円を計上しております。

22節補償、補填及び賠償金で、主に平中通り2号線の物件補償費として3,850万円を計上しております。

続きまして、85ページをお願いします。

7款4項1目公園費です。説明資料は76から77ページをお願いします。本年度予

算 2 0 7 万 5, 0 0 0 円を予算計上しております。昨年より 3 4 1 万 9, 0 0 0 円の減額となっております。

事業内容につきましては、1 2 節役務費で浄化槽法定点検及び水槽手数料等で 3 9 万円、それから 1 3 節委託料でトイレの清掃管理で 5 万 7, 0 0 0 円を予算計上しております。

1 5 節工事請負費で昨年度の整備工事に続き、トイレ東側のフェンス等を設置して 1 5 0 万円をお願いするものでございます。

続きまして、8 6 から 8 7 ページをお願いします。

7 款 5 項 1 目建設残土処理費です。説明資料は 7 6 から 7 7 ページをお願いします。本年度予算 2, 4 2 3 万 8, 0 0 0 円を予算計上しております。前年度より 2 7 7 万 5, 0 0 0 円の減額となっております。

事業内容としては、海南市、紀美野町内那賀振興局管内で主に公共事業の工事から発生する残土を適正に処理し、公共工事の円滑な運営に資することを目的としております。

予算内容の主なものは、2 節、3 節、4 節で職員 1 名の給料や諸手当を計上しております。

1 3 節委託料で受け入れた建設残土の敷きならしや転圧をしていただく作業や、管理棟で搬入車両の重量の計測や伝票処理、また搬入路の防塵のための散水作業等で 1, 4 6 1 万 1, 0 0 0 円を計上しております。

次に、1 5 節工事請負費については、1 0 0 万円を計上しております。処理場内の盛土の量に伴う縦排水口等の工事を計画しております。

以上、簡単ですが、建設課所管の予算の説明とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇)

○企画管財課長 (中谷嘉夫君) それでは、8 4 ページをごらんください。

第 7 款土木費、3 項住宅費、1 目住宅管理費でございます。本年度予算は 5, 1 6 5 万 8, 0 0 0 円、前年度比に比べまして 1, 2 0 0 万 7, 0 0 0 円の減額となっております。これにつきましては、主なものといたしまして、町営住宅長寿命化改修工事が 2 カ所であったのが 1 カ所になったことの減額でございます。

1 目の住宅管理費、1 1 節の需用費で修繕料 3 0 0 万円を計上していただいております

が、これにつきましては町営住宅設備の修繕費用でございます。

次に、85ページをお願いいたします。

13節委託料で耐震診断調査業務委託料300万円、町営住宅長寿命化改修工事設計管理委託料198万8,000円を計上しております。

15節工事請負費、町営住宅長寿命化改修工事2,100万円を計上しております。本年度は1団地の屋根防水改修工事を予定しております。このための委託料及び工事費でございます。

14節の使用料及び賃借料で借地料として508万8,000円を計上しておりますが、これは町営住宅14団地等の借地料でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長 (家本 宏君) それでは、平成28年度紀美野町予算書87ページから92ページまでの8款消防費、1項消防費、1目常備消防費と2目非常備消防費、3目水防費について、前年度と比較しながら主立ったもののみ御説明をさせていただきます。説明資料につきましては、78ページから84ページとなります。

87ページをお開きください。

1目常備消防費であります。3,472万5,000増額の3億6,064万5,000円でございます。

3節職員手当等が306万3,000円増額の1億1,960万9,000円ですが、本年度はポンプ操法訓練が開催されるため、それに関連する経費が増額の主な要因でございます。

次に、9節旅費は85万9,000円でございます。今年度も消防大学校、和歌山県消防学校、神戸市消防学校への入校経費を計上させていただくとともに、京都で開催されます急流河川での水難救助研修に要する経費と、隔年に行う分団長研修に伴う経費、加えて救急救命士の気管挿管病院実習に伴う経費を計上させていただきました。

88ページをお開きください。

11節需用費が60万8,000円減額の961万9,000円でございます。電気料金の安定化と複合ガス検知器を平成28年度からリース契約の変更をする予定であるこ

とから、毎年必要でありました部品交換費用が不要となったためでございます。

次に、12節役務費であります。108万9,000円減額の246万2,000円でございます。指令強度に係る回線使用料の減額と、空気ボンベや酸素ボンベの保安検査対象本数の減少が主な要因でございます。

次に、13節委託料が61万4,000円でございます。B型肝炎ワクチン接種委託料は21万1,000円の減額ですが、新たに救急救命士気管挿管実習委託料30万円を計上させていただきました。

89ページをごらんください。

14節使用料及び賃借料であります。232万3,000円でございます。先ほど11節需用費でも御説明いたしましたが、新たに複合ガス検知器リース料を計上させていただきました。

本年度は15節工事費に関しては、予算の計上はございません。

次に、18節備品購入費ですが、4,002万8,000円増額の4,511万5,000円でございます。平成8年度に導入しました高規格救急自動車の更新経費3,962万円が増額の主な要因でございます。

次に、19節負担金、補助及び交付金1,085万4,000円ですが、平成28年度から指令システムの保守委託料が必要となることから、消防通信事務協議会負担金が464万3,000円の増額となります。しかしながら、消防救急無線デジタル整備推進協議会負担金につきましては、整備事業が完了したことに伴い整備費が不要となり、988万3,000円の減額となるため、結果的に505万4,000円の減額でございます。

90ページをお開きください。

2目非常備消防費であります。1,177万6,000円増額の1億408万円でございます。

8節報償費が67万6,000円増額の2,008万7,000円、9節旅費が30万3,000円増額の30万9,000円、11節需用費が46万6,000円増額の316万6,000円となっております。これらの増額の主な要因ですが、平成28年度開催予定のポンプ操法大会と分団長研修に伴うものでございます。

91ページをごらんください。13節委託料は298万6,000円であります。消防訓練初め式の放水訓練場所整地委託料と、第10分団消防格納庫新築設計管理委託料

でございます。

14節使用料及び賃借料は61万3,000円ありますが、自動車借上料29万6,000円は、ポンプ操法大会と分団長研修に伴うもの、また施設入館料2万円は、分団長研修に伴うものでございます。

次に、15節工事請負費は1,072万5,000円増額の3,500万円ありますが、第10分団消防格納庫新築に要する経費でございます。

次に、18節備品購入費は148万4,000円減額の1,244万2,000円でございます。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行に伴いまして、昨年度から計画的に整備をしています油圧切断機等の救助機具165万9,500円とLEDヘッドライト等の安全装備品114万7,954円、さらにはポンプ操法大会出動に伴う備品83万3,220円、小型動力ポンプ積載車658万2,276円、団員用活動服105万3,000円等が主な物品でございます。

次に、3目水防費ですが、昨年度より2万6,000円減額の11万8,000円でございます。

11節需用費は、土のう袋200袋分の経費であります。

92ページをお開きください。

16節原材料費4万円は、砂の購入経費、18節備品購入費6万円は、ブルーシート関東ジョレンの購入経費でございます。

以上、簡単でございますが、御説明とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 次に、第9款から最後まで説明を願います。

総務学事課長、前田君。

(総務学事課長 前田勇人君 登壇)

○総務学事課長 (前田勇人君) それでは、92ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費でございます。この目は、教育委員4名の報酬が主なものでございます。予算額は前年度と同額の116万5,000円でございます。

次に、2目事務局費でございます。この目は、教育長及び総務学事課職員7名の人件費の主なもので、予算額は7,419万7,000円でございます。前年比較2,823万3,000円の増額は、主に人件費で職員3名分の増額によるものでございます。

93ページ下段から96ページにかけまして、3目教育諸費でございます。この目は、学校教育支援員や学校相談員、外国人指導助手ALTの費用や児童生徒、教職員の検診等、またスクールバス運行費用等、小中学校の共通部分の運営費や各種補助金等が主なものでございます。28年度では、外国語活動を充実させるため、ALTを2名から3名にふやした費用を含む予算額は4,660万円を計上してございます。

次に、96ページ下段、2項小学校費、1目学校管理費でございます。この目は、主に4つの小学校の管理費で児童数は昨年度より15人少ない270人となる見込みでございます。予算額は7,082万9,000円で、主なものは、学校給食に係る人件費と需用費等学校管理費でございます。前年度比較3,326万5,000円減額につきましては、主に小川小学校、下神野小学校の体育館つり天井落下対策工事終了によるものでございます。

また15節工事請負費108万3,000円でございますが、子どもの安全対策の1つとして町内4つの小学校に緊急通報装置を設置するための工事費でございます。

次に、98ページ下段、2目教育振興費でございます。この目は、児童の就学援助等保護者負担の軽減や教材の充実を図るものでございます。前年度比較347万7,000円減額は、教材備品で教師用教科書及び指導書の改訂に伴う購入費の減によるもので、本年度予算額は548万3,000円となっております。

次に、99ページ、3項中学校費、1目学校管理費でございます。この目は、3つの中学校の管理費で中学校の生徒数は昨年度より10人少ない190人となる見込みでございます。予算額は1,967万1,000円で、主なものは、人件費と需用費と学校管理費でございます。

1枚めくっていただきまして、100ページをお願いいたします。

2目教育振興費でございます。この目は、生徒の就学援助等保護者負担の軽減や教材の充実を図るものでございます。昨年度187万7,000円の増額は、主に教科書の訂正に伴い、教師用教科書及び指導書の購入費で予算額は817万3,000円となっております。

2枚めくっていただきまして、104ページ下段でございます。

4項社会教育費、5目文化財保護費で予算額は前年度と同額の13万4,000円でございます。この目は、文化財審議会委員の報酬と文化財保護の補助金等が主なものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

(総務学事課長 前田勇人君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 生涯学習課長、岩田君。

(生涯学習課長 岩田貞二君 登壇)

○生涯学習課長 (岩田貞二君) 生涯学習課の予算について説明させていただきます。

100ページ下段をお願いいたします。

9款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。本年度2,499万1,000円ということで1,824万7,000円の減となっております。職員の退職2名による減でございます。

1節報酬では、社会教育委員10名と社会教育指導委員1名の報酬でございます。

2節、3節、4節については、職員の給与、職員の手当等4名の分でございます。

101ページをお願いします。

生涯学習振興費です。予算額347万6,000円、132万6,000円の減でございます。

8節の報償費では、各種団体への講師の謝礼、また町吹奏楽への報酬となっております。

13節委託料では、昨年度合併10周年記念イベントとして200万円を計上しておりましたが、今回、例年どおりの40万円ということで減額となっております。

19節では、文化協会、文化祭、地区公民館の展示会などの補助等の費用でございます。

同じく同ページの3目の公民館費です。3,920万9,000円でございます。前年より1,963万1,000円の増でございます。

主なものとして、1節では、報償費371万6,000円、公民館長2名、公民館主事3名の費用です。

それから、13節で1,392万5,000円の一番下段、中央公民館空調設備改修工事設計業務委託料1,000万円でございます。昭和57年に開館し、空調設備も老朽化してまいりましたのでこの改修を行っていきたくと考えています。

15節、工事請負費1,015万4,000円、中央公民館電気室改修工事でございます。これについても老朽化に伴って変圧器、開閉器などが老朽化してまいりましたので

事故等のないように改修していきたいと考えています。

同じページの一番下段の人権教育費です。1,071万7,000円の計上です。

13節で人権委託料ということで人権啓発活動の委託料を186万7,000円の計上でございます。講演、講習会、人権啓発活動などを実施していきたいと考えております。

104ページの最下段であります放課後子ども総合プラン事業費135万3,000円で46万3,000円の増でございます。これについては、新たな事業として、子どもの居場所づくり推進事業ということで8節の報償費の中に54万円を計上しております。学力の向上、コミュニケーションづくりなどといった学校で習った授業などを補習しながら居場所づくりをつくっていくという事業で、国・県の100%補助になります。

続いて、105ページの中段のみさと天文台管理運営費でございます。2,530万1,000円の計上です。前年度より1,419万2,000円の減でございます。前年においては、空調設備等の工事があり、それが今回はなくなったということで減額になっています。それと職員の1名減ということが主な原因でございます。

天文台では、26年度に双子座流星群といったようなイベント等やりながら多くのイベントを開催しておりますので、今後とも委託職員等の費用が少しずつ上がっているかと思えます。

106ページ、セミナーハウス未来塾管理運営費でございます。330万6,000円で同額でございます。

11節需用費、修繕で食堂付近とトイレ付近で雨漏りがしておりますので、その修繕費15万円を計上しております。委託料は前年度と同じく308万6,000円ということで計上させていただいております。

同ページの下段の文化センター管理運営費でございます。1,799万5,000円、161万円の増額です。文化センターの管理運営につきましては、1節では、報償費ということで運営委員の報酬ということになっております。

7節では、臨時職員、図書司書、臨時職員1名の費用でございます。

それから、11節需用費で、107ページの11節の下段になります修繕費143万3,000円は、スタインウェイのピアノの修繕ということで計上させていただいております。ピアノのハンマー部分の損耗が激しくて修理しなくてはならなくなってまいりました。ということで113万3,000円を計上させていただいております。

続いて、107ページの下段の真国区民センター管理運営費でございます。179万1,000円、7万1,000円の減額ということでもあります。

7節では、賃金で夜間の開放等の賃金になります。

7節からは施設管理運営に係る費用ということで御理解賜りたいと思います。

11目自然体験世代交流センター管理運営費でございます。

7節では、賃金ということで臨時職員1名の費用でございます。

12、13節については、施設の管理に関する費用ということでもあります。

109ページ、中ほどの9款5項1目保健体育総務費でございます。

2節、3節、4節については、給料等で3名の費用ということでもあります。

109ページの19節負担金、補助及び交付金では465万1,000円の計上でございます。スポーツ少年団、ジュニア駅伝、ふれあいマラソン、パークゴルフ、ゲートボール等の補助金負担でございます。ジュニア駅伝では、今年度は7位入賞ということで結果が出ています。それと、ふれあいマラソンでは、1,154名の参加があつて多くのボランティアのお手伝いを得て開催されました。

110ページの中ほどの2目体育施設管理運営費でございます。2,112万9,000円、369万1,000円の減額でございます。スポーツ公園、農村センター、武道館、その他体育施設の管理運営に係る費用でございます。

7節の賃金では、農村センターの運営管理に係る84万円を計上しております。

13節の5行目、施設管理委託料561万1,000円、前年度は300万7,000円でありましたが、7節の賃金から節替えしている部分をスポーツ公園の管理がここへ来ているということで御理解賜りたいと思います。

それから、111ページの15節工事請負費で防犯灯設置工事15万9,000円でございます。これはスポーツ公園周辺にあります遊歩道の中で一部暗いところがあるということで、そこに照明をつけるということで15万9,000円を計上させていただいております。

以上、簡単でございますが、生涯学習課事業の説明とさせていただきます。

(生涯学習課長 岩田貞二君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長 (井村本彦君) 111ページから112ページ上段をお願いします。

災害復旧費でございます。10款1項公共土木施設災害復旧費です。本年度予算12万円を予算計上しております。この科目については、災害に備えての科目設定でございます。

同じく10款2項1目農地農業用施設災害復旧費と2目林業施設災害復旧費についても、災害に備えての科目設定でございます。

以上、簡単でございますが、予算の説明とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) 予算書の112ページをごらんください。

11款公債費、1項1目の元金で7,942万7,000円増額の11億2,592万1,000円の計上でございます。

2目の利子では、1,481万3,000円減額の8,643万6,000円の計上となっております。

次に、12款諸支出金であります。この12款につきましては、主に基金費の利子の積立金の計上でございます。

1項1目の財政調整基金費で16万9,000円減額の139万2,000円、2目の減債基金費で1万5,000円減額の3万円、3目のふるさと創生基金費で2,000円減額の2,000円、4目の土地開発基金費では1万9,000円減額の3万8,000円、5目の河川浄化推進事業基金基金費では1万1,000円減額の1万1,000の計上、113ページをごらんください。6目の美里の湯かじか荘基金費では前年度と同額の1,000円の計上、7目の上芝貞雄文化・教育振興基金費では1万9,000円減額の3万5,000円の計上、8目の地上デジタル放送中継施設基金費では16万7,000円減額の10万5,000円の計上、9目の合併振興基金費では1億7,680万9,000円減額の109万9,000円の計上、10目のふるさとまちづくり応援基金費では1,000円減額の10万3,000円の計上、11目の福祉基金費では6,000円減額の1万2,000円の計上、12目の瀬藤基金費では6,000円減額の5,000円の計上、13目の中山間ふるさと水と保全基金積立金では1万円減額の2万円の計上となっております。

114ページをごらんください。

13款予備費、1項1目の予備費につきましては、前年度と同額の1,000万円の計上となっております。

なお、115ページから119ページにかけましては給与明細書、120ページには地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書、121ページには債務負担行為に関する調書を添付してございますので、御高覧賜りたいと存じます。

それでは、7ページに戻っていただきたいと存じます。

第2表 地方債でございます。

起債の目的の欄の一般単独事業債では限度額を2億4,380万円とし、辺地対策事業債では限度額を3,890万円に、過疎対策事業債では限度額を3億170万円に、臨時財政対策債では限度額を2億1,000万円とし、合計で7億9,440万円の限度額の設定をお願いするものでございます。

起債の方法につきましては、普通貸借又は証券発行となっております。

利率につきましては、3.6%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率となります。

償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、銀行、その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものもございます。

以上、簡単でございますが、平成28年度一般会計当初予算における総務課の説明いたします。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 以上で説明が終わりましたが、説明漏れ等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午後4時27分)

---

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時44分）

○議長（小椋孝一君） 本日の会議時間は、議事の進行の都合により延長したいと思います。

◎日程第38 議案第35号 平成28年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について

◎日程第39 議案第36号 平成28年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について

◎日程第40 議案第37号 平成28年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（小椋孝一君） 日程第38、議案第35号、平成28年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第39、議案第36号、平成28年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算について及び日程第40、議案第37号、平成28年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算について一括議題とします。

説明を願います。住民課長、増谷君。

（住民課長 増谷守哉君 登壇）

○住民課長（増谷守哉君） それでは、123ページをごらんいただきたいと思えます。

議案第35号、平成28年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算。

平成28年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億7,996万4,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内

でこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

129ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1 項1 目一般被保険者国民健康保険税でございます。本年度2 億7 0 6 万6, 0 0 0 円、前年度より1, 8 5 9 万9, 0 0 0 円の減額となっております。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、本年度1, 9 0 1 万3, 0 0 0 円、前年度比較8 0 0 万1, 0 0 0 円の減額となっております。

次のページをごらんください。国保税の合計といたしましては、本年度2 億2, 6 0 7 万9, 0 0 0 円、前年度より2, 6 6 0 万円の減額となっております。この減額の主な要因といたしましては、被保険者数の減少が主な要因となっております。

2 款使用料及び手数料、1 項1 目督促手数料につきましては、前年度と同額の1, 0 0 0 円を計上してございます。

3 款国庫支出金、1 項1 目療養給付費等負担金でございます。本年度2 億2, 2 7 3 万9, 0 0 0 円で前年度より2, 8 3 3 万1, 0 0 0 円の減額となっております。

2 目高額医療費共同事業負担金、これは高額医療費共同事業の費用に充てるための国から交付されるものでございます。本年度1, 3 4 0 万7, 0 0 0 円で前年度より2 9 4 万4, 0 0 0 円の増額でございます。

次、3 目特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査等に係る費用の一部を国が負担するものでございます。本年度1 6 8 万8, 0 0 0 円、前年度より1 5 万7, 0 0 0 円の増額となっております。

3 款国庫支出金、2 項1 目財政調整交付金で本年度9, 6 5 6 万円で前年度比較3 5 3 万2, 0 0 0 円の増額となっております。この内訳といたしましては、1 節で普通調整交付金で前年度より5 0 万円減額の8, 6 0 0 万円、2 節で特別調整交付金で野上厚生病院健康管理事業で前年度より1 0 万円減額の8 0 万円、へき地直営診療所運営費補助で前年度より5 2 1 万円増の8 9 6 万円、その他で前年度より1 0 7 万8, 0 0 0 円減額の8 0 万円となっているためでございます。

1 目1 項療養給付費等交付金、これにつきましては、退職者医療制度の実施に必要な財源としてその一部を支払基金から交付されるものでございます。本年度5, 5 2 3 万

3,000円で前年度より3,716万3,000円の減額となっております。これにつきましては、1節現年度分で前年度より3,716万3,000円減額しているものでございます。

次のページをお願いします。

5款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金でございます。75歳未満の加入者数に応じて前期高齢者医療費を負担するよう財政調整を行うため診療報酬支払基金から交付されるもので、本年度4億5,246万8,000円、前年度より5,666万1,000円の増額となっております。

次、6款県支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金、高額医療共同事業の費用に充てるため県から交付されるもので、本年度1,340万7,000円、前年度より294万4,000円の増額となっております。

次、2目特定健康診査等負担金でございますが、特定健康診査等に係る費用の一部を県が負担するものでございます。本年度168万8,000円で前年度より15万7,000円の増額となっております。

次、6款県支出金、2項1目県補助金で本年度7,145万4,000円で前年度比較2,189万3,000円の減額となっております。減額につきましては、1節の財政対策補助金で前年度より26万2,000円の減額の523万8,000円、2節で県調整交付金で1号交付金において前年度より2,166万5,000円減額の5,500万円、2号交付金において前年度よりも6万円増額の1,121万6,000円となっていることによるものでございます。

次、7款共同事業交付金、1項1目共同事業交付金、本年度は3億9,588万9,000円で前年度比較3,370万円の増額となっております。これは共同事業交付金において前年度より904万2,000円増額の2,996万8,000円になりましたのと、保健財政共同安定化事業交付金として前年度よりも2,465万8,000円増額の3億6,529万1,000円となったためでございます。

次のページをお願いします。

8款財産収入、1項1目利子及び配当金、本年度3万8,000円、前年度比較2万円の増額でございます。これは財政調整基金の預金利子でございます。

9款繰入金、1項1目一般会計繰入金でございます。本年度2億2,808万2,000円でございます。前年度比較14万円の増額となっております。

1 節の一般会計繰入金、前年度比 1,546 万円の減額の 1 億 6,408 万 2,000 円、このうち法定外繰入金につきましては 1 億 1,203 万 7,000 円となっているものでございます。

2 節の保険基盤安定繰入金においては、前年度より 1,560 万円の増額の 6,400 万円となっております。

10 款繰越金、1 項 1 目繰越金、科目組みのための前年度と同額の 1,000 円を置いてございます。

11 款諸収入、1 項 1 目延滞金、前年度と同じ 20 万円でございます。

11 款諸収入、2 項 1 目第三者納付金につきましては、前年度と同額の 100 万円を置いてございます。

2 目雑収入につきましても、前年度と同額の 3 万円でございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費でございます。本年度 1,936 万 1,000 円でございます。前年度より 1,319 万 9,000 円の増額となっております。この増額となりましたのは、前年度まで国保担当職員の時間外勤務手当を除く人件費につきましては、一般会計のほうに予算化してございましたが、各会計ごとの収支事業の明確化を図るという観点から、本年度より住民課 1 名、税務課 1 名の国保担当職員の人件費については、この国保特会にて予算化することとしてございます。

これによりまして 2 節給料にて新たに 656 万円、3 節職員手当等で前年度より 521 万 7,000 円増額の 548 万 9,000 円、4 節共済費で新たに 183 万円となり、人件費としては前年度より 2,360 万 7,000 円増額となっているものでございます。

次のページをごらんください。

1 款総務費、2 項 1 目賦課徴収費でございます。これは国保税の賦課及び徴収に係る予算でございます。本年度 154 万 6,000 円でございます。前年度より 12 万 9,000 円の減額となっております。

次、1 款総務費、3 項 1 目運営協議会費でございます。これは国民健康保険運営協議会に係る予算でございます。前年度と同額の 9 万 5,000 円となっております。

次、2 款保険給付費、1 項一般被保険者療養諸費、1 目療養給付費、これは一般被保

険者の疾病、負傷に対する保険者負担の費用でございます。本年度は8億5,782万円、前年度よりも3,918万円の減額となっております。これは減額推計によるものでございます。

2目療養費、これは一般被保険者のはり・灸等に対する保険者負担の費用でございます。本年度1,615万2,000円、前年度より15万2,000円の増額となっております。

次のページをお願いします。

2項退職被保険者療養諸費、1目療養給付費でございます。本年度5,400万円、前年度より2,800万円の減額となっております。

2目療養費、本年度72万円、前年度より48万円の減額となっております。

次、3項1目審査支払手数料でございます。この予算につきましては、レセプトの審査手数料でございます。本年度予算264万9,000円、単価見直しにより前年度比較18万6,000円の増額となっております。

4項1目一般被保険者高額療養費でございます。これは限度額を超える一部負担金について、その超えた分を保険者負担とする費用でございます。本年度1億2,522万円で前年度より278万円減額推計となっているものでございます。

2目退職被保険者高額医療費につきましては、本年度1,040万4,000円で前年度比較264万円の減額となっております。

3目一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、医療保険と介護保険の両方の自己負担金額を合算して限度額を超えた場合、その超えた分を保険者が負担する費用となっております。前年度と同額の10万円を計上しているところでございます。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費につきましても、前年度と同額の10万円を計上してございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

5項1目一般被保険者移送費、2目の退職被保険者移送費、これは災害現場など特殊な場所からやむを得ず重病人を移送する場合の保険者負担費用でございます。それぞれ前年度と同じ1万円を計上しているものでございます。

6項1目出産育児一時金、前年度と同額の420万3,000円を計上してございます。10件を見込んでいます。

次、7項1目共済費でございます。前年度と同額の60万円を計上してございます。

次のページをごらんください。

2款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金でございます。これは後期高齢者医療広域連合に対して後期高齢者交付金を交付するための費用に充てるため、診療報酬支払基金が各保険者から徴収するものでございます。本年度1億6,098万7,000円で前年度より337万円の減額となっております。

2目後期高齢者関係事務費拠出金、これは事務処理に係る費用を社会保険診療報酬支払基金に拠出するものでございまして、前年度と同額の1万2,000円を計上してございます。

次、3款前期高齢者納付金、1項1目前期高齢者納付金でございます。これは各保険者の前期高齢者給付費及び後期高齢者支援金の額をもとに前期高齢者加入率が全国平均とあるとみなして算出した額を負担するものでございます。本年度7万1,000円で前年度より4,000円の減額となっております。

2目前期高齢者関係事務拠出金につきましては、事務処理に係る費用で社会保険診療報酬支払基金に拠出するものでございます。前年度と同額の1万2,000円となっております。

5款老人保健拠出金、1項1目老人保健医療費拠出金でございます。前年度と同額の1,000円でございます。本医療制度は平成19年度で終わってございますが、過誤等によります残務処理をしなければならない場合があるために科目を設定してございます。

2目老人保健事務費拠出金につきましても、1目と同様の理由で前年度と同額の9,000円となっております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

6款介護納付金、1項1目介護納付金でございます。これは介護保険の財源として各保険者が診療報酬支払基金に納付する費用でございます。本年度6,733万9,000円、前年度に比較して39万1,000円の減額となっております。

7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費拠出金で、これは高額医療費共同事業負担金の財源として国保連合会に拠出する費用でございます。本年度5,363万1,000円で前年度よりも1,177万9,000円の増額となっております。

2目事務費拠出金につきましては、前年度と同額の1,000円を計上してございます。

3目保険財政共同安定化事業拠出金、これは保険財政共同安定化事業の財源として国保連合会に拠出する費用でございます。本年度は3億6,301万円で前年度より2,174万7,000円の増額となっております。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、本年度865万1,000円で前年度よりも9,000円の増額となっております。

次のページをお願いします。

8款保健事業費、2項1目疾病予防費でございます。これは医療費通知書作成等特別業や人間ドック等の委託料等の費用でございます。本年度1,294万2,000円、前年度に比べまして99万円の増額となっております。この増額につきましては、日生医療センターの人間ドックの受け入れ人数がふえたためでございます。

9款諸支出金、1項1目保険税還付金、前年度と同額の50万円及び2目の償還金、前年度と同額の1万円となっているものでございます。

2項1目繰出金で本年度970万円、前年度比較511万円の増額となっております。この増額につきましては、国保直営診療所特別会計の国の特別交付金による繰出金が前年度より521万円増額したためでございます。

次のページをお願いします。

9款3項1目財政調整基金費、財政調整基金への積立金でございます。本年度3万8,000円となっております。

最後に、10款予備費、1項1目予備費でございます。これにつきましては前年度と同額の1,000万円でございます。

以上、平成28年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算については、歳入額、歳出額それぞれ前年度よりも1,373万2,000円減額した17億7,996万4,000円を予算化、計上させていただくものでございます。

以下、141ページから145ページにかけては給与費明細書を添付させていただいております。後ほど御高覧賜りますようお願いいたします。

以上で平成28年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

引き続きまして、147ページをごらんください。

議案第36号、平成28年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算。

平成28年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところ

ろによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,978万4,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

152ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございます。

1款診療収入、1項1目外来収入でございます。本年度4,152万円、前年度に対しまして516万円の減額でございます。主な減額要因としましては、人口減によります患者数の減少が原因となっているものでございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項1目文書料につきましては、前年度より9万6,000円減額の38万4,000円を計上してございます。この予算につきましては、保険主治医の意見書作成及び診断書の作成手数料でございます。

次、3款県支出金、1項1目へき地診療所対策補助金64万8,000円でございます。長谷毛原診療所の血球計数装置を購入するためでございます。補助率は2分の1となっております。

次、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金、本年度2,793万2,000円、前年度より187万1,000円増額してございます。外来収入の減額による繰入金の増額となっております。

2目国民健康保険事業特別会計繰入金は、本年度896万円で前年度より521万円の増額でございます。主な増額要因につきましては、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定で診療1日当たりの単価が増加したものによるものでございます。

次のページをお願いします。

5款繰越金、1項1目繰越金で前年度と同額の10万円を計上してございます。

次、6款諸収入、1項1目雑収入につきましては、前年度より6万円減額の24万円を計上してございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費でございます。この予算は、町内の診療所 6 施設の運営をしていくための人件費、施設維持経費、各種業務委託費、関連団体負担金が主なものでございます。本年度予算 4,907 万 3,000 円で前年度に比べまして 462 万 5,000 円の増額となっております。この増額につきましては、前年度まで一般管理費の中には診療所勤務の職員である医師、看護師 2 名の人件費を予算化してございましたが、国保特会と同じく各会計ごとの収支事業の明確化を図るという観点から、本年度より住民課の診療所担当職員 1 名の人件費についても、この特会にて予算化をすることとしてございます。

このことから 2 節給料で 251 万 1,000 円、3 節職員手当で 184 万 6,000 円、4 節共済費で 96 万 3,000 円、それぞれ増額となっているものでございます。

7 節賃金で前年度より 156 万 4,000 円減額の 619 万 7,000 円となっております。これにつきましては、勤務体制の変更に伴う減額でございます。

次、11 節需用費で前年度より 84 万 4,000 円の増額の 328 万 2,000 円を計上してございます。この増額につきましては、長谷毛原診療所のマルチ式エアコン等の修繕を予定しているためでございます。

以下、項目経費につきましては、前年度と大きく変わってございません。

2 款医業費、1 項 1 目医療用機械機器費でございます。本年度予算 430 万 2,000 円で前年度より 180 万 5,000 円の増額となっております。

主な増額の要因としましては、次のページの 18 節備品購入費で長谷毛原診療所において血球計数装置 129 万 6,000 円、全自動高圧蒸気滅菌器 32 万 2,000 円、小型尿分析器 10 万 6,000 円を購入するもので、いずれも既存機器の老朽化に伴う購入となっております。

次、156 ページをお願いします。

2 目医療費消耗品費等で前年度と同額の 81 万 9,000 円を計上してございます。

3 目医薬品衛生材料費で本年度 2,400 万円で前年度より 395 万 7,000 円の減額となっております。

4 目検査費で前年度より 6 万円減額の 54 万円の計上でございます。

5 目研究研修費で前年度と同額の 5 万円を計上してございます。

次に 3 款予備費、1 項 1 目予備費で前年度と同額の 100 万円を計上してございます。

以上、平成 28 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計については、歳入歳出

それぞれ前年度より241万3,000円増額の7,978万4,000円を予算計上させていただきます。

以下、157ページから161ページにかけて給与費明細書を添付させていただいておりますので、後ほど御高覧賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、平成28年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、予算書163ページをごらんいただきたいと思います。

議案第37号、平成28年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算。

平成28年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ3億3,538万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

168ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございます。

1款保険料、1項1目後期高齢者医療保険料でございます。本年度は8,836万9,000円で前年度比較402万5,000円の減額となっております。

減額の要因といたしましては、1節の現年度分が前年度より391万6,000円の減額、2節の滞納繰越金が前年度より10万9,000円減額となっているものでございます。

次、2款使用料及び手数料、1項1目督促手数料で前年度と同額の1,000円を計上してございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金、本年度2億4,691万5,000円、前年度比較994万円の減額となっております。

3節療養給付費繰入金で前年度より872万円減額の要因となっているものでございます。

次、4款繰越金、1項1目繰越金でございます。前年度と同額の10万円を計上してございます。

5款諸収入、1項1目延滞金及び、169ページをごらんいただきたいと思います。

2目の加算金、3目の過料につきましては、前年度と同額の1,000円ずつの計上となっております。

5款諸収入、2項1目雑収入につきましても前年度と同額の1,000円を計上しております。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

次、170ページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費でございます。本年度1,341万2,000円で前年度比較221万2,000円の減額となっております。担当職員の割り当て変更に伴う人件費の減額によるものでございます。

次に、2項1目徴収費でございます。本年度予算126万3,000円でございます。

次のページをお願いします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。本年度3億1,941万4,000円で、前年度と比べまして1,175万5,000円の減額となっております。主な要因としましては、保険料及び医療費の減額推計によるものでございます。

3款諸支出金、2項1目保険料還付金で本年度30万円で前年度と比較しまして増額となっております。

4款予備費、1項1目予備費で前年度と同額の100万円を計上してございます。

以上、平成28年度紀美野町後期高齢者医療特別会計、歳入額、歳出額それぞれ前年と比べまして1,396万円減額した3億3,538万9,000円を計上していただいております。

以下、172ページから176ページにかけては給与明細書を添付させていただいておりますので、後ほど御高覧賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成28年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

(住民課長、増谷守哉君 降壇)

◎日程第41 議案第38号 平成28年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について

○議長（小椋孝一君） 日程第41、議案第38号、平成28年度紀美野町介護保険事業特別会計予算について議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長(宮阪 学君) それでは、177ページをお開きください。

議案第38号、平成28年度紀美野町介護保険事業特別会計予算。

平成28年度紀美野町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億7,534万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、保険給付費の各項に計上された予算額に不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

続いて、182ページをお開きください。

2歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料2億9,698万2,000円、403万1,000円の減でございます。これにつきましては、第1段階の減額分471万3,000円をプラスしますと3億169万5,000円でほぼ昨年並みでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料1,000円、2目督促手数料1,000円、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金2億8,004万9,000円、施設介護分15%、その他の分20%の割合でございます。

続いて、2項国庫補助金、1目財政調整交付金1億5,281万3,000円、377万6,000円の減でございます。これにつきましては、平成27年度当初10%を見込んでおりましたが、9.70%に変更してございます。

続いて、2目地域支援事業交付金179万3,000円、3目地域支援事業交付金968万2,000円、次の介護保険事業費補助金、これにつきましては、27年度シス

テム改修がございましたので廃目整理でございます。

続きまして、183ページをお願いいたします。

3款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金4億4,111万2,000円、2号分の28%分でございます。

2目地域支援事業支援交付金200万8,000円、介護予防普及事務及び人件費を含む28%分でございます。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金2億3,195万6,000円、これにつきましては、施設17.5%分、その他の介護サービスで12.5%分でございます。

続きまして、2項県補助金、1目地域支援事業交付金89万6,000円、これは12.5%の割合分でございます。

2目地域支援事業交付金484万1,000円、これにつきましては、予防計画任意事業、相談業務で19.5%分でございます。

続いて、6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金1億9,692万5,000円、これは町負担分でございます。

2目地域支援事業繰入金89万7,000円、同じく町負担分でございます。

続いて、184ページをお開きください。

3目地域支援事業繰入金484万3,000円、これも同じく町負担分でございます。

4目事務費繰入金3,710万円、1,762万4,000円の増でございます。これにつきましては、人件費の増による増額分でございます。

5目低所得者保険料軽減繰入金471万3,000円、471万円の増でございますが、昨年度は補正対応してございます。内訳につきましては、1,145人掛ける・・月額6,860円の0.05分で12カ月分でございます。

続いて、7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1,000円。

8款諸収入、1項延滞金加算及び過料、1目過料1,000円、2目延滞金1,000円。

続きまして、8款諸収入、2項雑入、1目滞納処分費1,000円、2目第三者納付金1,000円、3目返納金1,000円。

続きまして、185ページでございます。

4目雑入873万1,000円、138万6,000円の増でございます。これにつき

ましては、介護予防計画作成報酬で27年度は147.5人、月165人で増額してございます。

続きまして、186ページ、歳出でございます。

3歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2,962万4,000円、1,528万5,000円の増でございます。

主な内容につきましては、職員3名分の人件費の増、それから13節委託料では、マイナス180万7,000円の減でございます。これにつきましては、27年度システム改修がございましたことによる減額でございます。

続いて、187ページをお願いいたします。

2項徴収費、1目賦課徴収費113万4,000円、2万円の増でございます。

続いて、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費338万円、15万8,000円の減でございます。内訳につきましては、1節報酬で審査会の委員報酬2回分を削減してございます。

続きまして、188ページをお開きください。

7節賃金で21万8,000円の増でございます。調査員を1.6人から1.7人に変更いたしました。

12節役務費16万2,000円の増でございます。主治医意見書作成料の増でございます。

続いて、18節備品購入費173万6,000円の増でございます。調査員の調査用車両の買いかえでございます。

続きまして、2項保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費5億6,160万円、199万円の減でございます。

続きまして、2目地域密着型介護サービス給付費1億2,120万円、521万1,000円の減でございます。

続いて、189ページをお願いいたします。

3目施設介護サービス給付費6億600万円、171万5,000円の増でございます。

4目居宅介護福祉用具購入費300万円、49万7,000円の増でございます。

5目居宅介護住宅改修費600万円、5万8,000円の減でございます。

6目居宅介護サービス計画給付費6,960万円、66万5,000円の増でございます。

す。

以上の給付費につきましては、平成27年度決算見込みで13億5,500万円を見込みました。100.9%見込んだところでございます。

続いて、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費5,220万円、136万5,000円の増でございます。

続いて、2目地域密着型介護予防サービス給付費168万円、74万2,000円の減でございます。

続きまして、190ページをお願いいたします。

3目介護予防福祉用具購入費42万円、5万4,000円の増。

4目介護予防住宅改修費240万円、93万7,000円の増でございます。

5目介護予防サービス計画給付費873万円、138万6,000円の増でございます。

以上の給付費につきましては、平成27年度決算見込みで6,472万円を見込みました。給付費の前年に対する100.1%を見込んでございます。

続きまして、3項その他諸費、1目審査支払手数料135万円、8万1,000円の増でございます。これにつきましては、27年度決算見込みで134万円を見込み、100.7%計上いたしております。

続いて、4項高額介護サービス等諸費、1目高額介護サービス費4,014万円、414万円の増でございます。これにつきましては、27年度決算見込みで3,789万円を見込み105.9%計上いたしました。

続いて、5項高額医療合算介護サービス等諸費、1目高額医療合算介護サービス費550万円、これにつきましては、昨年と同じでございます。27年度決算見込みでは546万円、100.7%見込んでございます。

続きまして、6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費、補足給付分でございます。9,552万円、667万4,000円の増でございます。

2目特定入所者介護予防サービス等費6万円。

以上の給付費については、27年度決算見込みで9,502万2,000円でございます。100.5%見込みました。

続いて、1項介護予防事業費、1目介護予防事業費につきましては、27年度については一次予防、二次予防がありました。今回1つになりました。717万2,000

円、114万2,000円の増でございます。これにつきましては保健師人件費の増。

続いて、192ページをお開きください。

11節需用費でマイナス10万9,000円、前年度は制度改正が大きくございましたのでパンフレットの減でございます。

続いて、13節委託料で30万8,000円の増でございます。これにつきましては、パワーリハビリを36回から53回にふやしてございます。

次に、2目総合事業精算金1,000円。二次予防事業費については、介護予防事業費に含まれたために廃目整理でございます。

続いて、2項包括的支援事業・任意事業費、1目介護予防ケアマネジメント事業費2,000円。

2目任意事業費813万5,000円、昨年度比較では1万9,000円の増でございます。これにつきましては、任意事業、おむつ等の支給が主なものでございます。

続きまして、193ページをお願いいたします。

3目総合相談事業費637万8,000円、1万1,000円の減でございます。社会福祉士の人件費の共済費の減でございます。

4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費760万2,000円、昨年比較では11万5,000円の減でございます。これにつきましては、人件費の共済費の減でございます。主任ケアマネ分でございます。

続きまして、194ページをお願いいたします。

5目認知症総合支援費16万6,000円、1,000円の増でございます。これは認知症カフェ声かけ訓練が主なものでございます。

6目在宅医療・介護連携推進事業費5万円、これにつきましては、医療関係と介護事業者に対する研修会の費用でございます。

7目生活支援体制整備事業249万5,000円、これにつきましては、総合事業が29年、来年4月より開始に向けての体制整備の新たな事業でございます。

7節賃金、臨時雇用生活支援コーディネーター1名分、それから8節報償費30万円、協議会構成員謝礼でございます。情報の共有、連携、資源の開発を行う協議会でございます。

11節需用費1万6,000円のプラスでございます。

続いて、195ページの14節使用料及び賃借料1,000円。

続きまして、4款諸支出金、1項諸支出金、1目保険料還付金50万円。

続きまして、5款公債費、1項公債費、1目元金2,161万円、49万1,000円の増でございます。これにつきましては、財政安定化基金償還金ということで24年度から26年度の借入金の返済分でございます。6,483万円を借り入れてございますので、3年間で割って年に2,161万円をお返しする金額でございます。

続いて、6款予備費、1項予備費、1目予備費100万円。

続いて、基金積立金では廃目整理でございます。

以上、簡単ですが、説明いたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

◎日程第42 議案第39号 平成28年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について

○議長 (小椋孝一君) 日程第42、議案第39号、平成28年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算について議題とします。

説明を願います。産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長 (大窪茂男君) それでは、203ページをお願いします。

議案第39号、平成28年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算。

平成28年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,011万4,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

208ページをお願いいたします。

2歳入でございます。

1款使用料及び手数料、1項1目観光施設等使用料、本年度予算額3,050万円は、オートキャンプ場、パークゴルフ場、バーベキューサイトの使用料でございます。

2目農林業施設使用料、本年度106万円は、ふれあい館の農林産物等の販売コーナー、食堂コーナーの施設のテナント料としての使用料でございます。前年比較16万5,

000円の減額です。

2款財産収入、1項1目利子及び配当金、本年度3万6,000円は、財政調整基金の預金利子でございます。

3款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金、本年度1,730万9,000円は、財政調整基金からの繰入金でございます。前年比較556万8,000円の増額となっております。

4款繰越金、1項1目繰越金、本年度100万円は、平成27年度会計からの繰越金でございます。

5款諸収入、1項1目施設管理受託事業収入、本年度9万7,000円は、県と町で共有管理する上水道の受水槽における県からの管理負担金でございます。

209ページをお願いします。

5款諸収入、2項1目雑入、本年度11万2,000円は、公衆電話機設置料及びゴミ袋の販売収入でございます。

210ページをお願いします。

3歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費、本年度4,857万8,000円は、ふれあい公園に関する運営管理全般の経費でございます。前年比較540万3,000円の増額でございます。

4節共済費、7節賃金につきましては、公園の臨時職員8名に係る経費でございます。

11節需用費、12節役務費につきましては、公園運営管理上に必要な経費でございます。

13節委託料の主なものといたしましては、公園の警備委託340万8,000円、施設清掃委託650万円、芝管理委託1,140万5,000円となっております。

211ページの15節工事請負費の537万円は、公園遊具等改修工事でございます。

16節原材料費60万円、18節草刈機等の備品購入費13万2,000円、27節消費税納付金の公課費100万円でございます。

以上が一般管理費の主な経費でございます。

2款諸支出金、1項1目財政調整基金費、本年度53万6,000円は、財政調整基金へ預金利子分及び前年度繰越金の2分の1を下回らない金額を積み立てするものでございます。

3 款予備費、1 項 1 目予備費、本年度 1 0 0 万円を計上してございます。

以上、説明とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

◎日程第 4 3 議案第 4 0 号 平成 2 8 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について

○議長 (小椋孝一君) 日程第 4 3、議案第 4 0 号、平成 2 8 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算について議題とします。

説明を願います。建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長 (井村本彦君) 2 1 3 ページをお願いします。

議案第 4 0 号、平成 2 8 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計予算。

平成 2 8 年度紀美野町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 7 4 0 万 4, 0 0 0 円と定める。

2 号、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 2 8 年 3 月 1 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

2 1 8 ページをお願いします。

歳入、1 款分担金及び負担金、1 項 1 目分担金で新規加入者 1 件分の分担金として 3 5 万円を計上してございます。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目の施設使用料につきましては、2 0 2 戸分の使用料として 8 2 9 万 1, 0 0 0 円を計上しております。

3 款繰入金は、一般会計より 1, 8 6 5 万 3, 0 0 0 円をお願いしております。

4 款繰越金は、前年度よりの繰越金として 1 0 万円を計上しております。

次に、2 1 9 ページをお願いします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費で、2、3、4 節で職員 1 名の人件費を計上させていただいてございます。

1 1 節需用費で消耗品、電気、水道料、修繕費等で 3 2 9 万 7, 0 0 0 円、1 2 節役

務費でし尿汚泥くみ取り、法定検査手数料等で173万1,000円、13節委託料として170万6,000円を予算計上しております。

次に、220ページをお願いします。

2款公債費ですが、元金、利子合わせて1,414万4,000円となっております。

3款予備費では、30万円を計上させていただいてございます。

以上、簡単ですが、よろしく願いいたします。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

◎日程第44 議案第41号 平成28年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計予算について

◎日程第45 議案第42号 平成28年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計予算について

◎日程第46 議案第43号 平成28年度紀美野町上水道事業会計予算について

○議長(小椋孝一君) 日程第44、議案第41号、平成28年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計予算について、日程第45、議案第42号、平成28年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計予算について及び日程第46、議案第43号、平成28年度紀美野町上水道事業会計予算について一括議題とします。

説明をお願いします。水道課長、田中君。

(水道課長 田中克治君 登壇)

○議長(小椋孝一君) 予算書の227ページをお願いします。

議案第41号、平成28年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計予算。

平成28年度紀美野町の野上簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,675万8,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

232ページをお願いします。

歳入でございます。

1款使用料及び手数料、1項1目水道使用料3,533万2,000円、内訳としまし

て、現年度分3,523万2,000円、過年度10万円を2項1目の給水装置手数料として6,000円を見込んでおります。

次の2款分担金及び負担金、1項1目給水負担金として2件分10万8,000円。

次の3款繰入金、1項1目一般会計繰入金が2,123万2,000円でございます。前年度と比較しまして1,395万5,000円の増となっております。人件費、職員1人の増及び水道使用料の減収並びに繰越金の減によるものです。

続きまして、4款繰越金につきましては、1万円で前年度より799万円の減です。前年にて落雷等による機器故障や漏水等による修繕費等がふえたためでございます。

次の5款諸収入につきましては、前年同様で雑入7万円、主に水道部品売却代でございます。

歳入合計5,675万8,000円。

続きまして、234ページをお願いします。

歳出でございます。

1款衛生費、1項簡易水道費、1目の一般管理費ですが、主なもののみ説明させていただきます。

2節の給料が742万円となっております。2名分でございます。

次の3節の職員手当492万8,000円、4節の共済費200万6,000円については、説明欄に列記しております。

次に、11節の需用費1,577万6,000円ではありますが、河南、河北、中田各水道施設の電気料1,551万6,000円、修繕料9万円が主なものでございます。電気料金は、前年度より152万4,000円の減となっております。

続きまして、12節の役務費は141万7,000円、このうち通信費が96万4,000円、これは河北、河南浄水場及び坂本、中田、奥佐々各中継所のテレメーター占用料でございます。保険料23万1,000円ですが、水道バックホウ賠償責任保険、水道機械損害補償保険でございます。

次の13節の委託料469万2,000円ですが、休日及び夜間警備委託料186万3,000円及び水質検査委託料116万6,000円とメーター検針委託料123万9,000円が主なものでございます。

続きまして、235ページをお願いします。

14節の使用料及び賃借料243万円ではありますが、水道施設の借地料139万3,

000円、水道システムソフト等使用料98万8,000円が主なものでございます。

次の27節公課費89万4,000円につきましては、平成27年度分の消費税納付金でございます。

続きまして、2目の作業費、3節職員手当等で時間外勤務として47万9,000円、11節の需用費が649万円であります。このうち施設の老朽化等に伴いまして漏水修理、施設等修繕費としまして前年と同様550万円、消耗品として消毒用塩素系71万8,000円が主なものでございます。

次の13節委託料122万1,000円は、各水道施設の雑草等刈り取り委託料、漏水調査委託料2カ所、64万4,000円でございます。

次の16節の原材料費125万円ではありますが、各種水道機器及び修繕等材料費です。前年度と比較しまして227万2,000円の減となっております。前年度はろ過池のろ過砂を補充したためです。

次の22節補償、補填及び賠償金で漏水等の補償金として5万円を計上しております。

1款衛生費合計で4,925万3,000円です。

続きまして、236ページをお願いします。

2款公債費、1目元金の長期債元金429万5,000円、2目の利子、長期債利子271万円で計700万5,000円です。

続きまして、3款予備費として昨年と同額の50万円を計上させていただきました。

歳出合計5,675万8,000円。

続きまして、237ページからは職員の給料、手当の内容を示しております。

242ページは地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

詳細については、調書説明資料の148から152ページに列記しております。

以上で平成28年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、予算書の243ページをお願いします。

議案第42号、平成28年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計予算。

平成28年度紀美野町の美里簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,833万8,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

248ページをお願いします。

歳入でございます。

1款使用料及び手数料、1項1目の水道使用料6,314万7,000円、現年度分が6,294万7,000円、過年度20万円、また2項手数料、1目給水装置手数料として1万2,000円を計上しております。

次に、2款分担金及び負担金、1項1目給水負担金として16万2,000円を計上しております。

3款県支出金、1目衛生費県補助金1万円。

次の4款繰入金、1項1目一般会計繰入金が3,156万3,000円でございます。前年比較736万5,000円の減額です。職員1人の給料、手当等の人件費及び電気代の減額によるものです。

5款繰越金1万円。

6款諸収入、1項1目雑入が342万4,000円、主な内容としましては、鎌滝地内の国道370号線道路改良工事に伴う配水管移設工事補償金130万円と大角地区200万円、水道部品売却代10万4,000円でございます。

歳入合計9,833万8,000円です。

続きまして、250ページをお願いします。

歳出でございます。

1款衛生費、1目一般管理費、2節の給料ですが、一般職3名分1,092万円、前年度は4名分の計上であったため604万8,000円の減でございます。

次の3節の職員手当775万8,000円、4節共済費302万4,000円、内容については、説明欄に列記のとおりでございます。

続きまして、11節需用費686万7,000円ではありますが、各水道施設電気料648万円、印刷製本費20万9,000円が主なものでございます。

12節の役務費が272万5,000円、そのうち通信費が203万3,000円です。これは主にデジタル回線料並びに各浄水場や中継所のテレメーター回線料です。保険料

35万5,000円については、水道賠償責任保険、水道機械設備損害補償保険でございます。

次の13節委託料814万9,000円ではありますが、電算システム保守委託料40万9,000円と水質検査委託料224万4,000円、メーター検針委託料234万1,000円及び夜間等監視委託料279万6,000円が主なものでございます。

続きまして、251ページをお願いします。

14節の使用料及び賃借料152万1,000円ですが、水道料金システムのソフト使用料138万円が主なものでございます。

次の19節負担金補助及び交付金10万円につきましては、海南野上土地改良区への負担金でございます。

次の23節の償還金、利子及び割引料につきましては、過誤納還付金としまして1万円計上させていただきました。

次の27節公課費375万7,000円につきましては、27年度の消費税及び地方消費税の納付額でございます。

続きまして、2目の作業費、職員手当等が時間外勤務としまして15万6,000円、11節の需用費667万9,000円ではありますが、主なものとして、消耗品費として消毒用塩素等85万円、修繕料550万円で、施設の老朽化に伴いましての漏水修理、各水道施設の維持補修費でございます。

次の13節委託料81万2,000円、各水道施設の雑草刈り取り委託料49万円、漏水調査委託1カ所32万2,000円でございます。

15節工事請負費548万7,000円は、歳入のほうで説明させていただきました釜滝地内及び大角地内の国道370号道路改良工事に伴う配水管移設工事です。

16節の原材料費110万円は、各種水道機器、メーター及び修繕、材料等を購入するものです。

22節補償、補填及び賠償金で漏水等の補償金として5万円を計上しております。

1款衛生費合計5,911万5,000円です。

続きまして、252ページをお願いします。

2款公債費、1目元金、23節の償還金、利子及び割引料2,738万円、長期債元金償還金です。

次の2目の利子、長期債利子1,124万3,000円でございます。

続きまして、3款予備費として前年度と同額の60万円を計上させていただきました。  
歳出合計9,833万8,000円です。

253ページからは職員の給料、手当の内容をお示ししております。

258ページは、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

詳細については、当初説明資料の153ページから158ページに列記しております。  
以上で平成28年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成28年度紀美野町上水道事業会計予算です。

当初予算書の259ページをお願いします。

議案第43号、平成28年度紀美野町上水道事業会計予算。

(総則)

第1条、平成28年度紀美野町上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1 給水栓数2,590栓、2年間給水量58万9,000立米、3一日平均給水量1,614立米。

(収益的収入及び支出)

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款水道事業収益1億866万4,000円、第1項営業収益1億388万円、第2項営業外収益478万4,000円。

支出。第1款水道事業費用1億626万4,000円、第1項営業費用9,347万9,000円、第2項営業外費用998万5,000円、第3項予備費280万円。

(資本的収入及び支出)

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,459万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,459万5,000円で補填するものとする)。

次に、260ページをお願いします。

収入。第1款資本的収入0円、第1項企業債0円、第2項工事負担金0円。

支出。第1款資本的支出1,459万5,000円、第1項建設改良費0円、第2項企業債償還金1,459万5,000円。

(一時借入金)

第5条、一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条、予定支出の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給料費 2,904万9,000円。

(たな卸資産購入限度額)

第8条、たな卸資産の購入限度額は420万3,000円と定める。

平成28年3月1日提出 紀美野町長 寺本光嘉

264ページをお願いします。

平成28年度紀美野町上水道事業会計予算実施計画明細書。

収益的収入及び支出でございます。

まず収入でございます。

1 款水道事業収益が1億866万4,000円、内訳としまして、1項営業収益1億388万円、1目給水収益、水道料金1億320万円でございます。前年度より570万円の減収です。

2目の受託工事収益、新設工事収益が1,000円でございます。

3目その他営業収益67万9,000円につきましては、材料売却収益52万4,000円、手数料4万5,000円でございます。他会計負担金10万円は消火栓維持負担金、雑収益1万円でございます。

2項営業外収益ですが、1目受取利息及び配当金で預金利息9万1,000円、2目交付金1,000円、3目の長期前受金戻入は、工事負担金が381万円、4目雑収益は、工事負担金、新設加入金ですが、81万円、2節その他雑収益7万2,000円、それぞれの内容については、説明欄に列記のとおりでございます。

次に、265ページをお願いします。

支出でございます。主なものを説明させていただきます。

1 款水道事業費用が1億626万4,000円、前年度と比較504万円の減額です。内訳として、1項営業費用9,347万9,000円、1目原水及び浄水費1,673万3,000円。

続きまして、2節修繕費105万8,000円は、浄水場機械の維持修繕費です。昨年度より354万6,000円減となっております。浄水場ろ過池のろ過砂補充があったためです。

3節動力費1,139万4,000円、取水送水ポンプ動力費と浄水場内の電気料金です。

5節の委託料が63万3,000円、水質検査費用で、6節の賃借料101万5,000円は、浄水場の借地料でございます。

7節の負担金200万円は、取水料でございます。

原水及び浄水費は、前年度より420万4,000円の減額です。浄水池のろ過砂及び電気料の減です。

続きまして、2目配水及び給水費3,074万5,000円、職員2名、給料及び手当、法定福利費の1,731万4,000円計上しています。

続きまして、266ページをお願いします。

10節修繕費355万円は、漏水等配水施設に係る修繕費用です。

12節動力費202万6,000円は、かしこ、動木、小畑に設置している中継ポンプの電気料です。

13節材料費250万円、配水管や配水池の維持管理に要する材料費です。

15節委託料390万8,000円につきましては、検針委託、電気保安管理委託料です。

16節賃借料23万1,000円は、平配水池の借地料でございます。

配水及び給水費は、前年度より22万9,000円の減額です。燃料費、中継ポンプ電力量の減です。

続きまして、4目の業務及び総係費2,209万4,000円ですが、職員2名の給料及び手当、法定福利費等1,173万5,000円を計上しています。

17節委託料598万6,000円につきましては、水道料金徴収委託料、浄水場警備委託料金です。

18節賃借料の216万6,000円は、会計システム及び複写機等のリース料です。次に、267ページをお願いします。

5目減価償却費、有形固定資産減価償却費2,368万6,000円ですが、説明欄にあるとおり、建物、構築物、機械及び装備です。

次の6目資産減耗費21万円につきましては、1節固定資産除却費20万円及びたな卸資産減耗費1万円です。

2項営業外費用998万5,000円、内訳としまして、1目の支払利息495万7,000円、企業債利息485万7,000円と借入金利息10万円です。

3目消費税及び地方消費税501万8,000円です。

続きまして、3項1目予備費280万円をお願いするものでございます。

次に、268ページをお願いします。

資本的収入及び支出です。

まず収入でございますが、1款資本的収入は、工事補助金、負担金が見込めないため0円でございます。

支出ですが、1款資本的支出1,459万5,000円、内訳でございますが、建設改良費は0円で、2項企業債償還金1,459万5,000円です。企業債償還金につきましては、277ページの企業債明細書当年度償還額の合計欄です。

次に、269ページをお願いします。

平成28年度紀美野町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書です。

業務活動は、原材料、商品等購入、人件費の支出、営業補助金等の収入、利息の支払い等によるもので、キャッシュ・フローは2,525万9,000円。

投資活動は、有形固定資産の取得による支出と繰入金による収入によるもので、投資活動によるキャッシュ・フローは0円の支出となります。

続きまして、財務活動によるもので支出1,459万5,000円、企業債明細書の当年度償還高でございます。資金期首残高は、271ページ、貸借対照表の資産の部、流動資産、(1)現金預金2億3,104万4,000円、資金期末残高は、資金減少額と資金期首残高を合計したもので2億4,170万8,000円です。

続きまして、270ページは27年度の損益計算書、271ページから274ページは貸借対照表を載せてございます。

278ページから282ページには、職員の給料、手当の内容を示しております。

以上で説明とさせていただきます。

(水道課長 田中克治君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

散 会

○議長 (小椋孝一君) 本日はこれで散会します。

(午後 6時20分)